雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画 本文新旧対照表

令和6年6月 三 重 県 津市 松阪市 国土交通省中部地方整備局

	原案(旧)	案 (新)	変更内容
1			
	雲出川水系中村川・波瀬川・赤川	雲出川水系中村川・波瀬川・赤川	
	为什么字头签司声		
	流域水害対策計画	流域水害対策計画	
	(原案)	(案)	
	A T	令和 6 年 6 月	
	令和6年3月	TANO 4 0 A	
	— * •	国土交通省中部地方整備局	
	三重県	三重県	
	津市、松阪市	津市 松阪市	
	国土交通省中部地方整備局		
2	総説	総説	
	中村川・波瀬川・赤川の平野部は、地形的な特徴から洪水のたびに氾濫		
	し、流出土砂が堆積し、高度な土地利用は困難であった。しかし、肥沃な平	し、流出土砂が堆積し、高度な土地利用は困難であった。しかし、肥沃な平	
	野は優良な農地となる可能性を秘めていたことから、次第に開田が進み、同時に開始されている。	野は優良な農地となる可能性を秘めていたことから、次第に開田が進み、同時に開出するスナスに活躍されていた。	
	時に農地を守るために流路を固定するための築堤に着手してきた。一方で、 波瀬川・赤川が合流する雲出川では無堤部(霞堤)で洪水を一時貯留するな	時に農地を守るために流路を固定するための築堤に着手してきた。一方で、 波瀬川・赤川が合流する雲出川では無堤部(霞堤)で洪水を一時貯留するな	
	液瀬川・赤川か合流する芸山川では無堤部(霞堤)で洪水を一時貯留するな ど浸水を許容する土地利用がなされてきたが、近年においては、浸水のおそ		
	こ及がを計合する工地利用がなされてさたが、近年においては、投水のおで れのある低平地の一部で市街化が進行している状況にあり浸水被害が頻発し	れのある低平地の一部で市街化が進行している状況にあり浸水被害が頻発し	
	てきている。	てきている。	
	1	1	1

	原案(旧)	案 (新)	変更内容
3	このような状況において、雲出川流域の国管理区間では、平成 26 年	このような状況において、雲出川流域の国管理区間では、平成 26 年	
	(2014)11 月に「雲出川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大である昭和	(2014)11 月に「雲出川水系河川整備計画」を策定し、戦後最大である昭和	
	57年(1982)8月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水被害を防止することを	57年(1982)8月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水被害を防止することを	
	目標に、平成 27 年(2015)から順次、河川整備を進めている。さらに三重県	目標に、平成 27 年(2015)から順次、河川整備を進めている。さらに三重県	
	管理区間では、令和 5 年(2023)4 月に「一級河川雲出川水系(指定区間)河	管理区間では、令和 5 年(2023)4 月に「一級河川雲出川水系(指定区間)河	
	川整備計画」を策定し、赤川を対象として河川整備を進める予定である。	川整備計画」を策定し、赤川を対象として河川整備を進める予定である。	
4	しかしながら、我が国では、近年、毎年のように全国各地で水災害が頻発	しかしながら、我が国では、近年、毎年のように全国各地で水災害が頻発	
	しているとともに、気候変動の影響により、全国の一級水系で治水計画の目	しているとともに、気候変動の影響により、全国の一級水系で治水計画の目	
	標とする規模の洪水の流量の平均値は約 1.2 倍になり、洪水の発生頻度の平	標とする規模の洪水の流量の平均値は約 1.2 倍になり、洪水の発生頻度の平	
	均値は約2倍と試算される等、今後、降雨量や洪水発生頻度が増加し、水災	均値は約2倍と試算される等、今後、降雨量や洪水発生頻度が増加し、水災	
	害の激甚化が予測されている。	害の激甚化が予測されている。	
5	このように、気候変動による降雨量の増加等の影響が河川整備の進捗を上	このように、気候変動による降雨量の増加等の影響が河川整備の進捗を上	
	回る新たなフェーズに突入したとも言える。とりわけ、中村川・波瀬川・赤	回る新たなフェーズに突入したとも言える。とりわけ、中村川・波瀬川・赤	
	川流域は、雲出川からのバックウォーターの影響等により水害が発生しやす	川流域は、雲出川からのバックウォーターの影響等により水害が発生しやす	
	い特性を有しており、内水氾濫等の浸水被害も頻発している状況にあり、施	い特性を有しており、内水氾濫等の浸水被害も頻発している状況にあり、施	
	設能力を超えた水災害への対応が急務である。	設能力を超えた水災害への対応が急務である。	
6	このため、河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、中村川・	このため、雲出川の河道掘削等の河川整備をより一層加速するとともに、	雲出川本川の整備がバックウォーター
	波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合的かつ多	中村川・波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働により、流域全体で総合	の対策となることを示すため、「雲出川
	層的な水災害対策「流域治水」の考え方に基づく取組を実践していくことが	的かつ多層的な水災害対策「流域治水」の考え方に基づく取組を実践してい	の」を追加。
	重要である。	くことが重要である。	
7	「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである	「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するための法的枠組みである	
	「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の全面施行に伴	「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」の全面施行に伴	
	い、令和5年(2023)3月31日、特定都市河川の指定を受けたものである。	い、令和 5 年(2023)3 月 31 日、特定都市河川の指定を受けたものである。	
8	この雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画は、このようなバ	この雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画は、このようなバ	
	ックウォーターの影響等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法改正で新た	ックウォーターの影響等を踏まえ、特定都市河川浸水被害対策法改正で新た	
	に創設された様々な制度を活用することで、これまでの中村川・波瀬川・赤	に創設された様々な制度を活用することで、これまでの中村川・波瀬川・赤	
	川流域の治水対策の取組を一歩進め、流域治水を計画的、効果的かつ早期に	川流域の治水対策の取組を一歩進め、流域治水を計画的、効果的かつ早期に	
	進めることができるよう河川管理者・下水道管理者及び流域自治体、地域の	進めることができるよう河川管理者・下水道管理者及び流域自治体、地域の	
	防災リーダーなど、中村川・波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働によ	防災リーダーなど、中村川・波瀬川・赤川流域のあらゆる関係者の協働によ	
	る総合的な浸水被害対策を定めたものである。本計画に沿って、水害に強い	る総合的な浸水被害対策を定めたものである。本計画に沿って、水害に強い	
	まち(流域)づくりを目指し、関係者が一体となって流域治水を本格的に実	まち(流域)づくりを目指し、関係者が一体となって流域治水を本格的に実	
	践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図るものとする。	践し、流域の早期かつ確実な治水安全度の向上を図るものとする。	

図の追加等による、ページ番号の変更 目 次 目 次 PAGE PAGE 第1章 特定都市河川流域の現状と課題......1 第1章 特定都市河川流域の現状と課題......1 第1節 流域と河川、下水道の概要.....1 第1節 流域と河川、下水道の概要......1 第1項 流域の概要......1 第1項 流域の概要......1 第2項 河川の概要......10 第2項 河川の概要.....10 第3項 下水道の概要......12 第3項 下水道の概要.....12 第 2 節 流域の浸水被害状況......14 第3節 治水対策の沿革と現状の課題......20 第 2 節 流域の浸水被害状況......14 第2項 現状の課題......22 第1項 治水対策の沿革......20 第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針......24 第1節 基本的な考え方 24 第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針......24 第1節 基本的な考え方 24 第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨......31 第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨......31 第1項 国が行う河川の整備......39 第2項 三重県が行う河川の整備......42 第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に 第1項 国が行う河川の整備......39 第2項 三重県が行う河川の整備......42 第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項......44 第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の 第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の 整備に関する事項......43 整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項..... 46 第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項......44 第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透 第2節 ため池の治水利用......47 施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する 第4節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全......49 第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項.....51 第2節 ため池の治水利用......47

	原案(旧)	案(新)	変更内容
10	第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項52	第 3 節 水田貯留	
	第1節 基本的な運転調整の方針	第4節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全	
	第10章 都市浸水想定の区域における土地利用に関する事項	第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	
	第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針54	第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項52	
	第1節 貯留機能保全区域の指定の方針54	第1節 基本的な運転調整の方針	
	第2節 浸水被害防止区域の指定の方針	第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知52	
	第3節 貯留機能保全区域と浸水被害防止区域の指定の方針(雲出川からの越水考慮)57 第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項59	第10章 都市浸水想定の区域における土地利用に関する事項 <u>53</u>	
	第1節 リスクコミュニケーションの充実	第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針54	
	第2節 大規模氾濫に関する減災対策	第1節 貯留機能保全区域の指定の方針54	
	第3節 気候変動に備えた流域治水対策60	第2節 浸水被害防止区域の指定の方針	
	第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項.59	
	第1節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応 62 第2節 流域水害対策計画の計画管理 62	第12早 夜小被音が光生した場合におりる被音の拡入を初止するための相直に関する事項、59	
		第 2 節 大規模氾濫に関する減災対策	
		第3節 気候変動に備えた流域治水対策60	
		第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	
		第1節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応	
		第2節 流域水害対策計画の計画管理	
11	第1章 特定都市河川流域の現状と課題	第1章 特定都市河川流域の現状と課題	
	第1節 流域と河川、下水道の概要	第1節 流域と河川、下水道の概要	
	第1項 流域の概要	第1項 流域の概要	
12	雲出川水系内に位置する中村川・波瀬川・赤川は、雲出川河口から 7k~	雲出川水系内に位置する中村川・波瀬川・赤川は、雲出川河口から 7k~	
	9k 付近で雲出川に合流し、その流域面積は、中村川約 85km2、波瀬川約	9k 付近で雲出川に合流し、その流域面積は、中村川約 85km2、波瀬川約	
	31km2、赤川約 8km2、幹川流路延長は、中村川約 25km、波瀬川約 13km、	31km2、赤川約 8km2、幹川流路延長は、中村川約 25km、波瀬川約 13km、	
	赤川約 3km の 1 級河川である。	赤川約 3km の 1 級河川である。	
13	中村川流域では、上流部は山地が大半を占め、中流部では谷底平野が主体	中村川流域では、上流部は山地が大半を占め、中流部では谷底平野が主体	
	となり河道は掘込形状を呈している。また、下流では谷底平野から氾濫平野	となり河道は掘込形状を呈している。また、下流では谷底平野から氾濫平野	
	に遷移し、右岸は松阪市が定める居住誘導区域が位置し、伊勢中川駅をはじ	に遷移し、右岸は松阪市が定める居住誘導区域が位置し、伊勢中川駅をはじ	
	めとした市街化が進んでいる一方、左岸側は、雲出川の赤川無堤部に位置す	めとした市街化が進んでいる一方、左岸側は、雲出川の赤川無堤部に位置す	
	る氾濫原と重複しており、農地が主体となっている。	る氾濫原と重複しており、農地が主体となっている。	
14	波瀬川流域では、上流部~中流部にかけて山地が大半を占め、一部の河道	波瀬川流域では、上流部~中流部にかけて山地が大半を占め、一部の河道	
	沿いに谷底平野が形成され、住宅地が広がっている。また、下流部は谷底平	沿いに谷底平野が形成され、住宅地が広がっている。また、下流部は谷底平	
	野から氾濫平野に遷移し、津市一志総合支所や一志駅 (JR 線)・川合高岡駅	野から氾濫平野に遷移し、津市一志総合支所や一志駅 (JR 線)・川合高岡駅	
	(近鉄線) など重要施設が存在するものの、雲出川合流点付近は、左右岸と	(近鉄線)など重要施設が存在するものの、雲出川合流点付近は、左右岸と	
	もに雲出川の赤川、其村無堤部が位置する氾濫原となっており、農地が主体		
	であるが、其村地区の一部では住宅密集地が存在している。	であるが、其村地区の一部では住宅密集地が存在している。	
	The state of the s	TO THE SHARE OF TH	

	原案(旧)	案(新)	変更内容
15	赤川流域では、上流部は山地で河道沿いは谷底平野が形成され、下流部は 雲出川の氾濫平野が広がり、合流部付近は赤川無堤地区に位置する。 各河川の下流域内には、伊勢自動車道、近鉄大阪線、近鉄名古屋線、JR 名 松線等この地方の根幹をなす交通網がある。	赤川流域では、上流部は山地で河道沿いは谷底平野が形成され、下流部は 雲出川の氾濫平野が広がり、合流部付近は赤川無堤地区に位置する。 各河川の下流域内には、伊勢自動車道、近鉄大阪線、近鉄名古屋線、JR 名 松線等この地方の根幹をなす交通網がある。	
16	表 1 流域の諸元	表 1 流域の諸元	
17	表 2 特定都市河川指定河川	表 2 特定都市河川指定河川	
	中村川 中村川:約25.39km、駒返川:約2.20km 大谷川:約2.50km、井置川:約0.57km 岩倉川:約5.00km、飯福田川:約4.82km 柚原川:約5.64km	中村川 : 約 25. 39km、駒返川: 約 2. 20km 大谷川: 約 2. 50km、井置川: 約 0. 57km 岩倉川: 約 5. 00km、飯福田川: 約 4. 82km 柚原川: 約 5. 64km	
	波瀬川 波瀬川:約13.28km 赤川:約3.23km	波瀬川 波瀬川:約13.28km 赤川:約3.23km	
18	位置図 雲出川流域 学 湾 奈良県 三重県 中村川・波瀬川・赤川流域 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	位置図 愛知県	
	図 1 雲出川流域図	図 1 雲出川流域図	

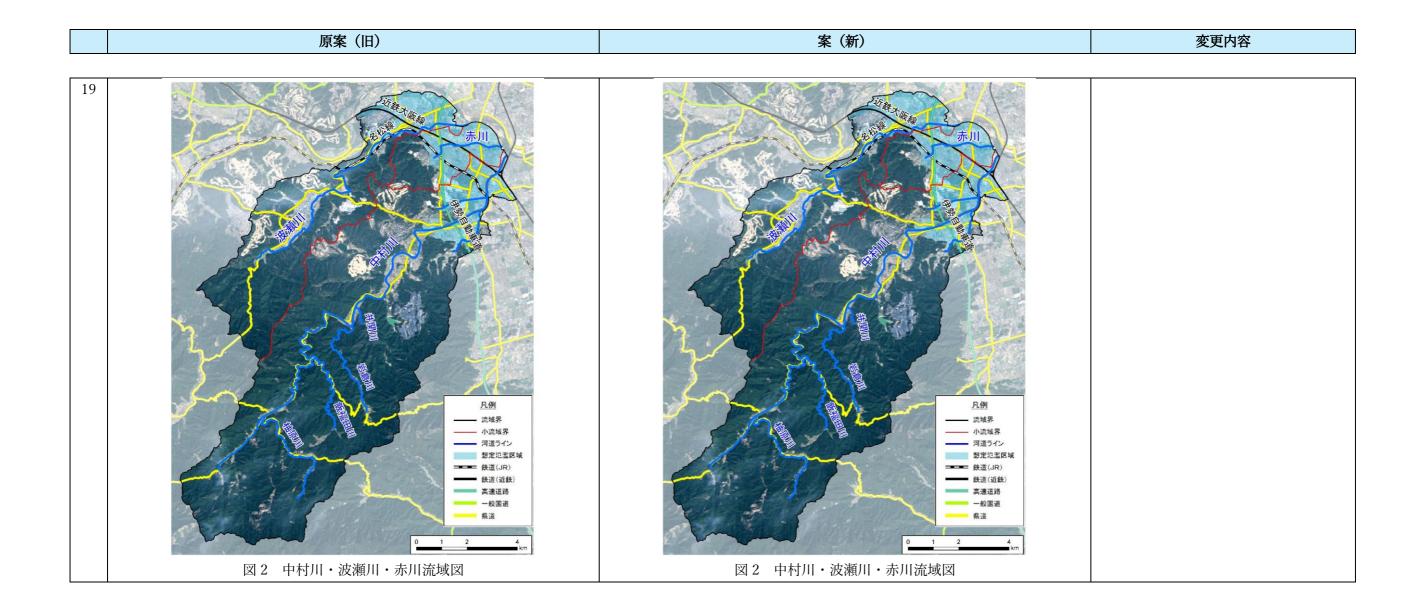


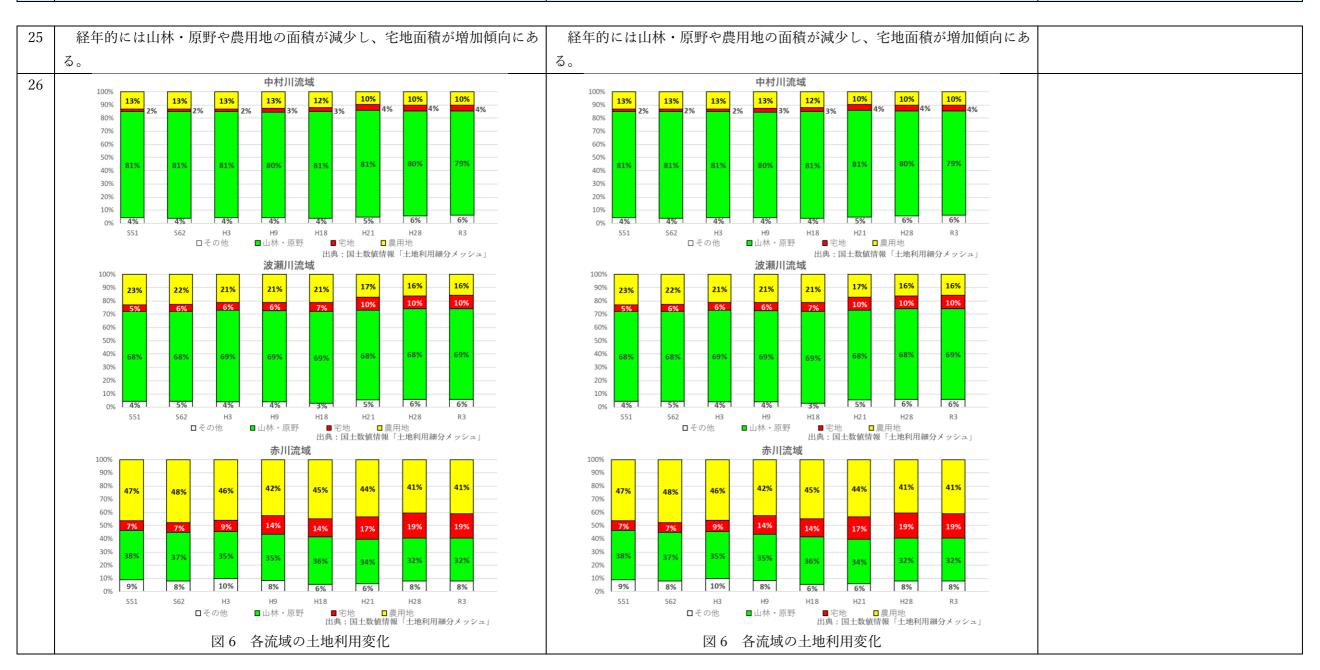
図3 中村川流域の標高図・代表的な横断図(イメージ)

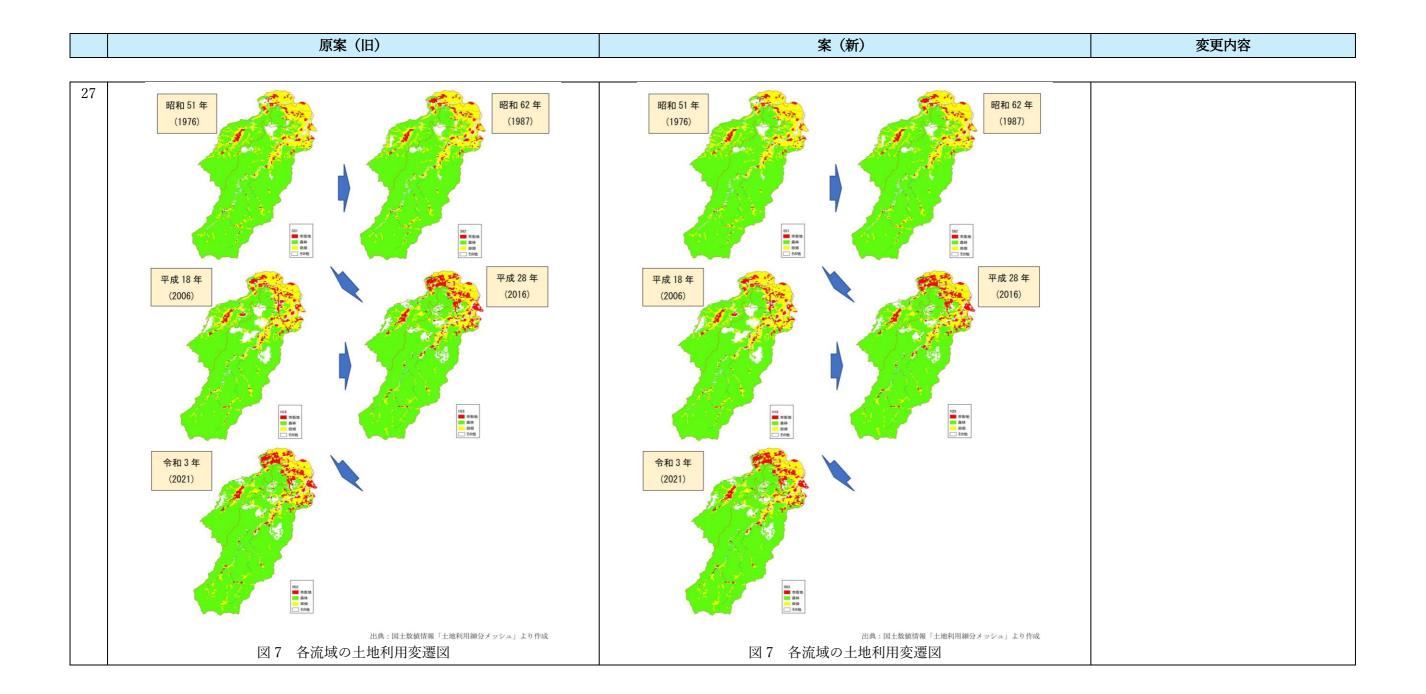
図3 中村川流域の標高図・代表的な横断図(イメージ)

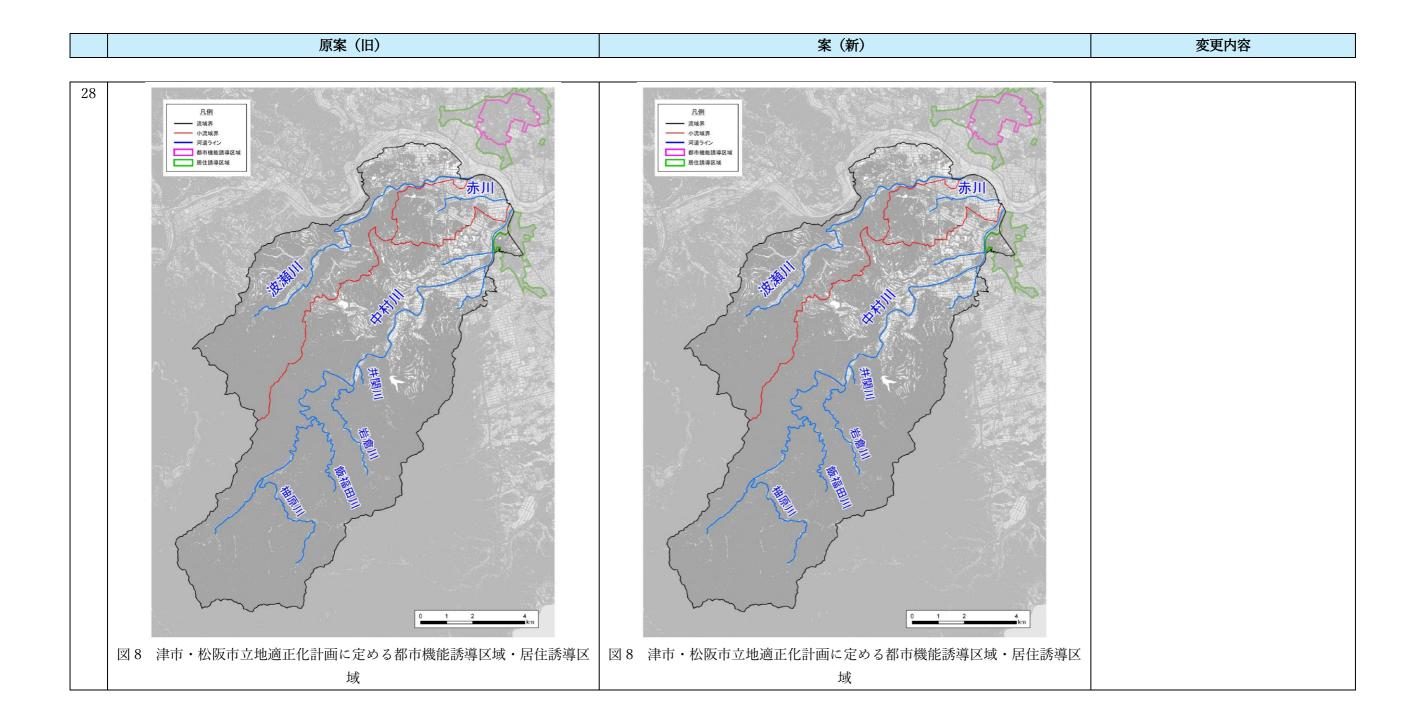
案(新)

変更内容

原案(旧)







	原案(旧)	案 (新)	変更内容
29	及便		
30	(2) 人口の推移	(2) 人口の推移	
31	中村川・波瀬川・赤川流域の宅地開発は昭和 40 年代後半から急速に進		
	み、それに伴い人口も急激に増加、平成 22 年(2010)に約 3.5 万人でピーク	み、それに伴い人口も急激に増加、平成 22 年(2010)に約 3.5 万人でピーク	
	となり以降は減少傾向となっている。	となり以降は減少傾向となっている。	

32		案(新)	変更内容
32			
32	38,000 (人) 人口	38,000 (人) 人口	
	36,000	36,000	
	34,000	34,000	
	32,000	32,000	
	30,000 28,000	30,000 28,000	
	26,000	26,000	
	24,000	24,000	
	22,000	22,000 ——人口	
	20,000 S30 S35 S40 S45 S50 S55 S60 H2 H7 H12 H17 H22 H27 R2	20,000 S30 S35 S40 S45 S50 S55 S60 H2 H7 H12 H17 H22 H27 R2	
	※各年度の国勢調査より一志町と嬉野町の人口を整理	※各年度の国勢調査より一志町と嬉野町の人口を整理	
	図 10 中村川・波瀬川・赤川流域に関わる市町村の総人口の推移	図 10 中村川・波瀬川・赤川流域に関わる市町村の総人口の推移	
33	(3) 降雨特性	(3) 降雨特性	
34	中村川・波瀬川・赤川流域に近接する津地方気象台(気象庁)における年	中村川・波瀬川・赤川流域に近接する津地方気象台(気象庁)における年最	
	最大24時間降水量は、昭和51年~令和5年(1976~2023)の平均で161.5		
	mmとなっており、経年的に有意な変化は見られない。	mmとなっており、経年的に有意な変化は見られない。	
35	450	450	
	⊋ 400	£ 400	
	350 as 350	45Z 350	
		S 300 HE	
	250	250	
	150	150	
	¹⁰⁰ ┃ ┡╕┤┃ ┡╡┠╕ _═ ┎┥┃┃┃┃┃ ┡╡┃┃ ┡┯┦┃╏┡┯┩┠ _═ ┎┯┦┡╡┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃┃		
	50	50	
	0 SS	0 S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	
	図 11 年最大 24 時間雨量の経年変化(津地方気象台)	図 11 年最大 24 時間雨量の経年変化(津地方気象台)	
36	第2項 河川の概要	第2項 河川の概要	
37	中村川・波瀬川・赤川が位置する雲出川中流部は、地形的な特徴から洪水	中村川・波瀬川・赤川が位置する雲出川中流部は、地形的な特徴から洪水	
	の度に氾濫し、流出土砂が堆積するなど、高度な土地利用は困難であった	の度に氾濫し、流出土砂が堆積するなど、高度な土地利用は困難であった	
	が、肥沃な平野は優良な農地となる可能性を秘めていたことから、次第に開	が、肥沃な平野は優良な農地となる可能性を秘めていたことから、次第に開	
	田が進み、同時に農地を守るために流路を固定するための築堤に着手してき	田が進み、同時に農地を守るために流路を固定するための築堤に着手してき	
	た。	た。	

39			
39			
39	また、雲出川では、かつては 12 箇所の無堤部があり、洪水調節地として	また、雲出川では、かつては 12 箇所の無堤部があり、洪水調節地として	
39	有効に機能している霞堤である一方、度重なる浸水被害の主要因ともなって	有効に機能している霞堤である一方、度重なる浸水被害の主要因ともなって	
39	おり、これまでに順次締切が行われ、現時点では 6 箇所(牧、小戸木、赤	おり、これまでに順次締切が行われ、現時点では 6 箇所(牧、小戸木、赤	
39	川、其村、中川原、庄田)まで減少している。この内、中村川・赤川合流点	川、其村、中川原、庄田)まで減少している。この内、中村川・赤川合流点	
39	付近には赤川無堤部が、波瀬川合流点付近には其村無堤部が位置し、近年の	付近には赤川無堤部が、波瀬川合流点付近には其村無堤部が位置し、近年の	
	浸水被害の原因となっている。	浸水被害の原因となっている。	
	雲出川では、平成 26 年(2014)の河川整備計画策定以降、順次、上下流バ	雲出川では、平成 26 年(2014)の河川整備計画策定以降、順次、上下流バ	
	ランスを踏まえて下流より整備を進めており、現在須ヶ瀬区間の河道掘削等	ランスを踏まえて下流より整備を進めており、現在須ヶ瀬区間の河道掘削等	
1	に着手している状況である。雲出川本川に、中村川・波瀬川・赤川が合流し	に着手している状況である。雲出川本川に、中村川・波瀬川・赤川が合流し	
	本川からのバックウォーターの影響を受けること、合流箇所には無堤部があ	本川からのバックウォーターの影響を受けること、合流箇所には無堤部があ	
	り、上下流・本支川・左右岸バランスを考慮した段階整備と住まい方の工夫	り、上下流・本支川・左右岸バランスを考慮した段階整備と住まい方の工夫	
4	等を踏まえて、河川整備の推進・加速化を図っていく必要がある。	等を踏まえて、河川整備の推進・加速化を図っていく必要がある。	
40	図 12 雲出川中流部に位置する 12 箇所の無堤部	図 12 雲出川中流部に位置する 12 箇所の無堤部	
41	第世別 13 雲出川 中流部無堤部の概要	要出川	図 13 凡例の修正 「家屋浸水被害が発生しない最大浸水 範囲」 ⇒「現況河道の想定浸水範囲(戦後最 大相当の洪水発生時)」

	原案(旧)	案 (新)	変更内容
42	■中村川	■中村川	
43	中村川は、昭和 34 年(1959)9 月の伊勢湾台風や昭和 46 年(1971)8 月洪水	中村川は、昭和 34 年(1959)9 月の伊勢湾台風や昭和 46 年(1971)8 月洪水	
	において、堤防の決壊に伴う甚大な浸水被害が発生し、昭和 36 年(1961)に	において、堤防の決壊に伴う甚大な浸水被害が発生し、昭和 36 年(1961)に	
	0.0k~1.8k を直轄管理区間に指定し、昭和 49 年(1974)には現在の直轄管理	0.0k~1.8k を直轄管理区間に指定し、昭和 49 年(1974)には現在の直轄管理	
	区間に相当する 5.2k まで、直轄管理区間を追加編入している。その後、昭	区間に相当する 5.2k まで、直轄管理区間を追加編入している。その後、昭	
	和 57 年(1982)8 月にも雲出川も含め堤防決壊を伴う甚大な浸水被害が発生	和 57 年(1982)8 月にも雲出川も含め堤防決壊を伴う甚大な浸水被害が発生	
	したことを受け、昭和 61 年(1986)には工事実施基本計画が改正された。こ	したことを受け、昭和 61 年(1986)には工事実施基本計画が改正された。こ	
	の計画では、小川橋地点における基本高水ピーク流量を 1,400m3/s、計画高	の計画では、小川橋地点における基本高水ピーク流量を 1,400m3/s、計画高	
	水流量を 1,100m3/s(上流ダで 300m3/s を調節)とし、平成 9 年(1997)の	水流量を 1,100m3/s(上流ダムで 300m3/s を調節)とし、平成 9 年(1997)	
	河川法の改正を踏まえて、平成 18 年(2006)に同様の目標を踏襲した雲出川	の河川法の改正を踏まえて、平成 18 年(2006)に同様の目標を踏襲した雲出	
	水系河川整備基本方針が策定された。	川水系河川整備基本方針が策定された。	
44	さらに、平成 26 年(2014)11 月には、概ね 30 年間における具体的な河川	さらに、平成 26 年(2014)11 月には、概ね 30 年間における具体的な河川	
	整備として、戦後最大である昭和 57 年(1982)8 月洪水と同規模の洪水が発	整備として、戦後最大である昭和 57 年(1982)8 月洪水と同規模の洪水が発	
	生した場合においても、家屋浸水被害を防止することを目標とする雲出川水	生した場合においても、家屋浸水被害を防止することを目標とする雲出川水	
	系河川整備計画(国管理区間)が策定された。この計画では、中村川の小川	系河川整備計画(国管理区間)が策定された。この計画では、中村川の小川	
	橋地点における河道整備流量を1,000m3/sとし、河道掘削や堤防整備、横断	橋地点における河道整備流量を 1,000m3/s とし、河道掘削や堤防整備、横断	
	工作物の改築等の整備を進めている。	工作物の改築等の整備を進めている。	
45	■波瀬川	■波瀬川	
46	波瀬川は、昭和 36 年(1961)に 0.0k~2.2k を直轄管理区間に指定し、昭和	波瀬川は、昭和 36 年(1961)に 0.0k~2.2k を直轄管理区間に指定し、昭和	
	49 年(1974)には現在の直轄管理区間に相当する 4.7k まで、直轄管理区間を	49 年(1974)には現在の直轄管理区間に相当する 4.7k まで、直轄管理区間を	
	追加編入している。その後、昭和 61 年の工事実施基本計画が改正された。	追加編入している。その後、昭和 61 年の工事実施基本計画が改正された。	
	この計画では、八太新橋地点における基本高水ピーク流量を580m3/s、計画	この計画では、八太新橋地点における基本高水ピーク流量を 580m3/s、計画	
	高水流量を 470m3/s (放水路で 110m3/s を調節) としたが、平成 18 年	高水流量を 470m3/s (放水路で 110m3/s を調節) としたが、平成 18 年	
	(2006)に策定された河川整備基本方針により、八太新橋地点における基本高	(2006)に策定された河川整備基本方針により、八太新橋地点における基本高	
	水ピーク流量・計画高水流量を 410m3/s に変更している。	水ピーク流量・計画高水流量を 410m3/s に変更している。	
	さらに、雲出川水系河川整備計画(国管理区間)では、波瀬川(八太新	さらに、雲出川水系河川整備計画(国管理区間)では、波瀬川(八太新	
	橋)の河道整備流量を 330m3/s とし、河道掘削や堤防整備等の整備を進め	橋) の河道整備流量を 330m3/s とし、河道掘削や堤防整備等の整備を進め	
	ている。	ている。	

	原案(旧)	案(新)	変更内容
47	■赤川	■赤川	
48	赤川は、雲出川等の堤防整備が進捗	赤川は、雲出川等の堤防整備が進捗	
	する以前では、昭和 34 年(1959)伊勢	する以前では、昭和 34 年(1959)伊勢	
	湾台風、昭和 57 年(1982)台風第 10 号	湾台風、昭和 57 年(1982)台風第 10 号	
	など、直轄堤防の決壊により甚大な被	など、直轄堤防の決壊により甚大な被	
	害が発生している。また、赤川の下流	害が発生している。また、赤川の下流	
	端には逆流防止施設はなく、赤川周辺	端には逆流防止施設はなく、赤川周辺	
	の雲出川堤防も未整備区間があること	の雲出川堤防も未整備区間があること	
	から、雲出川の水位上昇に伴い、現在でも頻繁に雲出川からの逆流による浸	から、雲出川の水位上昇に伴い、現在でも頻繁に雲出川からの逆流による浸	
	水被害が発生する状況にある。一方、赤川単独での浸水被害の記録はほとん	水被害が発生する状況にある。一方、赤川単独での浸水被害の記録はほとん	
	ど残されていないが、昭和 46 年(1971)の被災を契機に近鉄橋梁より下流部	ど残されていないが、昭和 46 年(1971)の被災を契機に近鉄橋梁より下流部	
	の改修が進められている。さらに、令和 5 年(2023)4 月には、概ね 30 年間	の改修が進められている。さらに、令和 5 年(2023)4 月には、概ね 30 年間	
	における具体的な河川整備として、雲出川水系河川整備計画と同様の戦後最	における具体的な河川整備として、雲出川水系河川整備計画と同様の戦後最	
	大である昭和 57 年(1982)8 月洪水に気候変動の影響を考慮した洪水が発生	大である昭和 57 年(1982)8 月洪水に気候変動の影響を考慮した洪水が発生	
	した場合においても、国が行う赤川地区無堤部での暫定堤防整備、水門整備	した場合においても、国が行う赤川地区無堤部での暫定堤防整備、水門整備	
	等と一体となり、家屋浸水被害を防止するとともに農地等の浸水被害を軽減	等と一体となり、家屋浸水被害を防止するとともに農地等の浸水被害を軽減	
	させることを目的に、一級河川雲出川水系(指定区間)河川整備計画が策定	させることを目的に、一級河川雲出川水系(指定区間)河川整備計画が策定	
	された。この計画では、赤川(平生)の河道整備流量を 65m3/s とし、河道	された。この計画では、赤川(平生)の河道整備流量を 65m3/s とし、河道	
	掘削や堤防嵩上げ、横断工作物の改築等を予定している。	掘削や堤防嵩上げ、横断工作物の改築等を予定している。	
49	第3項 下水道の概要	第3項 下水道の概要	
50	松阪市公共下水道全体計画の計画区域は、本庁管内及び嬉野管内の主に市	松阪市公共下水道全体計画の計画区域は、本庁管内及び嬉野管内の主に市	
	街化区域を対象とした 2,816.1ha (本庁管内: 2,559.8ha、嬉野管内:	街化区域を対象とした 2,816.1ha (本庁管内: 2,559.8ha、嬉野管内:	
	256.3ha) である。雲出川水系に関連する排水区域は嬉野管内の 4 排水区	256.3ha) である。雲出川水系に関連する排水区域は嬉野管内の 4 排水区	
	で、その内、中村川流域に中川西部排水区、天花寺排水区の2排水区が設定	で、その内、中村川流域に中川西部排水区、天花寺排水区の2排水区が設定	
	されている。	されている。	
51	松阪市公共下水道事業計画に基づき、中川西部排水区に中川西部ポンプ場	松阪市公共下水道事業計画に基づき、中川西部排水区に中川西部ポンプ場	
	を築造し、近鉄伊勢中川駅周辺市街地では土地区画整理事業に合わせて、雨	を築造し、近鉄伊勢中川駅周辺市街地では土地区画整理事業に合わせて、雨	
	水整備が完了しているが、未整備区域も存在する。	水整備が完了しているが、未整備区域も存在する。	
_			

	原案(旧)	案(新)	変更内容
52		野田第2様水区 17.0m 12.0m 12.	変更内容 ・図の修正 ・図のタイトル修正 下水道全体事業計画区域 →下水道全体計画区域 へと変更
	図 14 下水道全体事業計画区域(嬉野管内)(松阪市公共下水道事業(雨水))	図 14 下水道全体計画区域(嬉野管内)(松阪市公共下水道事業(雨水))	
53	表 3 松阪市公共下水道事業計画区域における整備計画	表 3 松阪市公共下水道事業計画区域における整備計画	
	対象排水区 整備計画 備考	対象排水区 整備計画 備考	
	中川西部排水区 中川西部ポンプ場 φ 600mm×42. 6m³/min×1 台 φ 900mm×96m³/min×2 台	中川西部排水区 中川西部ポンプ場 ゆ 600mm×42.6m³/min×1 台 φ 900mm×96m³/min×2 台	
54	津市一志地域公共下水道事業(雨水)のうち波瀬川流域に関連する雨水計	津市一志地域公共下水道事業(雨水)のうち波瀬川流域に関連する雨水計	
	画区域は、雲出川及び波瀬川に挟まれた一志地区の一志町高野ほか其村、小	画区域は、雲出川及び波瀬川に挟まれた一志地区の一志町高野ほか其村、小	
		戸木、庄村、日置、八太、井関、田尻である。排水区域は雲出川流域で3排	
		水区域、波瀬川流域で7排水区域が設定され、雲出川流域の3排水区域は事	
	業計画の区域に含まれていないため下水道事業の対象外である。	業計画の区域に含まれていないため下水道事業の対象外である。	
55	令和5年3月に改定された津市雨水管理総合計画※では、ポンプ場の整備	令和5年3月に改定された津市雨水管理総合計画※では、ポンプ場の整備	
	や主要水路の流下能力不足への対策として水路改修や調整池の整備を予定し	や主要水路の流下能力不足への対策として水路改修や調整池の整備を予定し	
	ている。	ている。	

		原案(旧)				変更内容		
56	建築作業 一种水区 经基础 2 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	1	THE TAXES		選別に要求を受ける。 (本語 1 日本			
57		区域 (澤市一志地域公 公共下水道事業計画区	共下水道事業 (雨水))	<u> </u>	3 15 下水道事業計画区表 4 津市一志地域公			
37	文 4 净 门 一 心 地 攻 対象排水区	公共「小担事未訂回区 整備計画	横考		対象排水区	整備計画	機におりる空哺計画 備考	
	水道に 備の方 計画的	ポンプ場 調整池 水路改修 による浸水対策を実施する上で、 よる浸水対策を実施すべき区域 針等の基本的な事項を定めるこ に進めることを目的とするもので 管理総合計画策定ガイドライン	や目標とする整備水準、施設整 とで、下水道による浸水対策を である。	※雨水	備の方針等の基本 計画的に進めるこ	ポンプ場 調整池 水路改修 ************************************	とする整備水準、施設整 下水道による浸水対策を	
58	第2節 流域の浸水被害状	況		第 2	節 流域の浸水被害状況			
59	上流に日本有数の多雨地 被害を受けてきた。	域を抱える雲出川流域	は、これまで度重なる氾濫		に日本有数の多雨地域を 受けてきた。			
60	で計画高水位を上回る洪水 堤し、浸水面積 977ha、被	が発生するとともに、 災家屋 1,426 棟の洪水 4)、平成 21 年(2009)、	地点、波瀬川下川原橋地点 中村川・波瀬川において破 被害となった。また、近年 平成 26 年(2014)、平成 29	で計 堤し にお	和 57 年(1982)8 月洪水 画高水位を上回る洪水が 、浸水面積 977ha、被災 いても平成 16 年(2004)、 014)、平成 29 年(2017)	「平成 24 年(2012)、」を追加。		

			原案(II	∃)				変更内容			
61		表	5 主要洪	水一覧表			表	5 主要洪	・表5の修正		
	洪水発生年	原因	雲出柿 日雨量 (mm/日)	喬地点 ^{※1} 流量 (m³/s)	被害状况*2	洪水発生年	原因	雲出林 日雨量 (mm/日)	新地点 ^{※1} 流量 (m³/s)	被害状况*2	・平成 24 年 9 月の洪水を追加
	昭和 34 年 9 月	伊勢湾台風	261	約 4,400m³/s	浸水面積 2,531ha 被災家屋 3,053 棟	昭和34年9月	伊勢湾台風	261	約 4,400m³/s	浸水面積 2,531ha 被災家屋 3,053 棟	
	昭和 46 年 9 月	台風 29 号	188	約 2,900m³/s	浸水面積 1, 121ha 被災家屋 2, 760 棟	昭和 46 年 9 月	台風 29 号	188	約 2,900m³/s	浸水面積 1, 121ha 被災家屋 2, 760 棟	
	昭和 49 年 7 月	低気圧	293	約 3,900m³/s	浸水面積 2,589ha 被災家屋 617 棟	昭和 49 年 7 月	低気圧	293	約 3,900m³/s	浸水面積 2, 589ha 被災家屋 617 棟	
	昭和 57 年 8 月	台風 10 号	361	約 5, 400m³/s	浸水面積 977ha 被災家屋 1,426 棟	昭和 57 年 8 月	台風 10 号	361	約 5,400m³/s	浸水面積 977ha 被災家屋 1, 426 棟	
	平成5年9月	台風 14 号	166	約3,600m³/s	浸水面積 272ha 被災家屋 242 棟	平成5年9月	台風 14 号	166	約 3,600m³/s	浸水面積 272ha 被災家屋 242 棟	
	平成 16 年 9 月	台風 21 号	244	約 4,800m³/s	浸水面積 786ha 被災家屋 120 棟	平成 16 年 9 月	台風 21 号	244	約 4,800m³/s	浸水面積 786ha 被災家屋 120 棟	
	平成 21 年 10 月	台風 18 号	271	約 3,900m³/s	浸水面積 449ha 被災家屋 0 棟	平成 21 年 10 月	台風 18 号	271	約3,900m³/s	浸水面積 449ha 被災家屋 0 棟	
	平成 26 年 8 月	台風 11 号	350	約 4,500m³/s	浸水面積 454ha 被災家屋 3 棟	平成 24 年 9 月	台風 17 号	210	約 3. 200m³/s	浸水面積 327ha 被災家屋 0 棟	
	平成 29 年 10 月	台風 21 号	297	約3,800m³/s	浸水面積 419ha 被災家屋 0 棟	平成 26 年 8 月	台風 11 号	350	約 4,500m³/s	浸水面積 454ha 被災家屋 3 棟	
	※1 流量は氾濫がな ※2 「水害統計」の	値		1	国道事務所資料による)	平成 29 年 10 月	台風 21 号	297	約 3,800m³/s	浸水面積 419ha 被災家屋 0 棟	
	(IEC, MITTER	T-P(1909/97), T	10 - (2004) 3)	PENIS, —HIVI	当旦予勿// 具行による/			k系河川整備計画 国道事務所資料に	よる値		
62	図16 平成1	6 年(2004)9) 月洪水浸	水状況(松阪	反市嬉野平生地区)	図 16 平成 1	6年(2004)9	月洪水浸	水状況(松阪	反市嬉野平生地区)	
63	雲出川右岸 7. 6k 図 17 平月	中村川	赤川。 多)10 月洪z	波瀬川 水浸水状況	雲出川中流部)	雲出川右岸 7. 6k 図 17 平月	中村川	赤川 参 9)10 月洪z	波瀬川	雲出川中流部)	

	原案(旧)	案(新)	変更内容
64		図 18 平成 26 年(2014)8 月洪水浸水状況(松阪市嬉野中川新町)	・洪水浸水状況を示す写真の追加・図番号の修正
65	H21張水	(日16 洪水) (日16 洪水) (日16 洪水) (日16 洪水) (日17 次 25 中 (2014) の	・浸水実績図の拡大 ・図番号の修正

	原案(旧)	案 (新)	変更内容
66		【H24 洪水】 10	・図番号の修正
		(円29 洪水	

案 (新) 原案(旧) 変更内容 ・浸水実績図の拡大 67 合: 家屋浸水発生 □ 外木 □ H26洪水】 【H16 洪水】 ・図番号の修正 【H29洪水】 ● 外水 【H30洪水】 【H24洪水】 【H21 洪水】 図 19 浸水実績図(波瀬川流域) 【H24 洪水】 図 21 浸水実績図 (波瀬川流域①)

	/A/A (IH)	本 (1917)	22111
			,
68		【H26 洪水】 《行政区域界》 《市场界 《市场界 《市场界 《市场界 》 《新聞 》 《新聞 》 《新聞 》 《西斯 》	・図番号の修正
		【H29 洪水】 - (市政区域学) - (
		【H30 洪水】 -	
69	第 3 節 治水対策の沿革と現状の課題	第3節 治水対策の沿革と現状の課題	
09	第 3 即 治水対策の沿車と現仏の課題 第 1 項 治水対策の沿革	第 1 項 治水対策の沿革	
	(1) 中村川・波瀬川	(1) 中村川・波瀬川	
70	中村川と波瀬川では、昭和 57 年(1982)8 月洪水を契機として、河道掘削	中村川と波瀬川では、昭和 57 年(1982)8 月洪水を契機として、河道掘削	
	や堤防整備等を実施し平成5年(1993)に概成している。また、中村川では平	や堤防整備等を実施し平成5年(1993)に概成している。また、中村川では平	
	成 14 年(2002)より、洪水時に流下阻害となっていた近畿日本鉄道連絡線新	成 14 年(2002)より、洪水時に流下阻害となっていた近畿日本鉄道連絡線新	
	中村川橋梁の架け替え及び周辺の河道掘削・護岸整備を特定構造物改築事業	中村川橋梁の架け替え及び周辺の河道掘削・護岸整備を特定構造物改築事業	
	として実施し、平成 24 年(2012)に完成している。	として実施し、平成 24 年(2012)に完成している。	

案 (新)

変更内容

原案(旧)

	原案(旧)	案(新)	変更内容
76	(2)赤川	(2) 赤川	
77	赤川では、昭和 46 年(1971)年 9 月の台風 29 号で被災を受けた雲出川	赤川では、昭和 46 年(1971)年 9 月の台風 29 号で被災を受けた雲出川	
	合流点から近鉄橋梁までの区間を県管理河川とし、災害復旧事業として実施	合流点から近鉄橋梁までの区間を県管理河川とし、災害復旧事業として実施	
	された。この改修により、川幅は約 15m に拡幅され、これまで蛇行してい	された。この改修により、川幅は約 15m に拡幅され、これまで蛇行してい	
	た水路は大幅にショートカットされた。その後、近鉄橋梁上流から JR 名松	た水路は大幅にショートカットされた。その後、近鉄橋梁上流から JR 名松	
	線上流までの区間においても県管理河川とし、改修が進められた。	線上流までの区間においても県管理河川とし、改修が進められた。	
78	令和5年(2023)4月には、概ね30年間における具体的な河川整備として、	令和5年(2023)4月には、概ね30年間における具体的な河川整備として、	
	雲出川水系河川整備計画と同様の戦後最大である昭和 57 年(1982)8 月洪水	雲出川水系河川整備計画と同様の戦後最大である昭和 57 年(1982)8 月洪水	
	に気候変動の影響を考慮した洪水が発生した場合においても、国が行う赤川	に気候変動の影響を考慮した洪水が発生した場合においても、国が行う赤川	
	地区無堤部での暫定堤防整備、水門整備等と一体となり、家屋浸水被害を防	地区無堤部での暫定堤防整備、水門整備等と一体となり、家屋浸水被害を防	
	止するとともに農地等の浸水被害を軽減させることを目標とする、一級河川	止するとともに農地等の浸水被害を軽減させることを目標とする、一級河川	
	雲出川水系(指定区間)河川整備計画が策定された。この計画では、赤川	雲出川水系(指定区間)河川整備計画が策定された。この計画では、赤川	
	(平生)の河道整備流量を 65m3/s とし、河道掘削や堤防嵩上げ、横断工作	(平生) の河道整備流量を 65m3/s とし、河道掘削や堤防嵩上げ、横断工作	
	物の改築等を予定している。	物の改築等を予定している。	
79	(3) 雲出川	(3) 雲出川	
80	雲出川では、河川整備計画に従い、河口より高潮堤整備・河道掘削を実施	雲出川では、河川整備計画に従い、河口より高潮堤整備・河道掘削を実施	
	しており、中村川合流点より下流は概成している状況にある。また、令和 2	しており、中村川合流点より下流は概成している状況にある。また、令和 2	
	年度(2020)より雲出川中流部の河道掘削に着手し、順次、河道掘削や堤防整	年度(2020)より雲出川中流部の河道掘削に着手し、順次、河道掘削や堤防整	
	備を進めている段階である。	備を進めている段階である。	
81	また、赤川・其村無堤部では、今後、段階的な堤防整備、排水施設整備を	また、赤川・其村無堤部では、今後、段階的な堤防整備、排水施設整備を	
	予定しており、段階的に治水安全度の向上を図っていく予定である。	予定しており、段階的に治水安全度の向上を図っていく予定である。	
82	第2項 現状の課題	第2項 現状の課題	
83	中村川・波瀬川・赤川の下流部は、雲出川の無堤部(赤川・其村)が存在	中村川・波瀬川・赤川の下流部は、雲出川の無堤部(赤川・其村)が存在	
	し、洪水時には雲出川からの越水氾濫により浸水被害が発生しやすい状況に	し、洪水時には雲出川からの越水氾濫により浸水被害が発生しやすい状況に	
	ある。また、中村川・波瀬川・赤川で発生する洪水は、その流域・降雨特性	ある。また、中村川・波瀬川・赤川で発生する洪水は、その流域・降雨特性	
	から合流先である雲出川で発生する洪水と同時生起する可能性が高く、雲出	から合流先である雲出川で発生する洪水と同時生起する可能性が高く、雲出	
	川水位の上昇に伴う排水制限やバックウォーターの発生により、浸水被害リ	川水位の上昇に伴う排水制限やバックウォーターの発生により、浸水被害リ	
	スクが助長されやすい状況にある。	スクが助長されやすい状況にある。	
84	さらに、近年では、気候変動の影響による短時間降水量は増加傾向にあ	さらに、近年では、気候変動の影響による短時間降水量は増加傾向にあ	
	り、更なる降水量の増加も懸念される。	り、更なる降水量の増加も懸念される。	
85	【流域の課題】	【流域の課題】	
	流域内には、貯留機能を有する農業用ため池が、複数存在するとともに、	流域内には、貯留機能を有する農業用ため池が、複数存在するとともに、	
	各流域の下流氾濫原を中心に、貯留機能の活用が期待できる水田も幅広く分	各流域の下流氾濫原を中心に、貯留機能の活用が期待できる水田も幅広く分	
	布している。一方で、雲出川で発生した洪水との同時生よる排水制限やバッ	布している。一方で、雲出川で発生した洪水との同時生起による排水制限や	
	クウォーターの発生、気候変動の影響による降雨量増大を考慮した場合、流	バックウォーターの発生、気候変動の影響による降雨量増大を考慮した場	
	域対策の推進による流出抑制の強化を図るとともに、水害リスクを踏まえた	合、流域対策の推進による流出抑制の強化を図るとともに、水害リスクを踏	
L	土地の利用、防災まちづくりの検討が必要である。	まえた土地の利用、防災まちづくりの検討が必要である。	

	原案(旧)	案(新)	変更内容
86	【河川の課題】	【河川の課題】	
	中村川は、河川整備計画で目標とする河道整備流量に対して、合流点付近	中村川は、河川整備計画で目標とする河道整備流量に対して、合流点付近	
	(0.0k~0.6k 付近)を除いて大半で流下能力が不足しており、断続的に配置	(0.0k~0.6k 付近)を除いて大半で流下能力が不足しており、断続的に配置	
	される横断工作物の具体的な改築方法を検討しながら、河道掘削・護岸整備	される横断工作物の具体的な改築方法を検討しながら、河道掘削・護岸整備	
	と併せて計画的に進めていく必要がある。	と併せて計画的に進めていく必要がある。	
87	波瀬川では、2k~3k 区間で流下能力が不足している一方、上下流バラン	波瀬川では、2k~3k 区間で流下能力が不足している一方、上下流バラン	
	スの観点から合流先の雲出川整備を優先と考えてきたが、河川整備の前倒し	スの観点から合流先の雲出川整備を優先と考えてきたが、河川整備の前倒し	
	可否の検討を含めて、早期の治水安全度向上を模索する必要がある。	可否の検討を含めて、早期の治水安全度向上を模索する必要がある。	
88	また、赤川は、大半の区間で三重県が目標とする河川整備計画目標流量に	また、赤川は、大半の区間で三重県が目標とする河川整備計画目標流量に	
	対して、流下能力が不足しているため、国が行う下流端の水門整備等と連携	対して、流下能力が不足しているため、国が行う下流端の水門整備等と連携	
	を図りながら、河道拡幅・掘削・堤防嵩上げ等を推進していく必要がある。	を図りながら、河道拡幅・掘削・堤防嵩上げ等を推進していく必要がある。	
89	さらに、雲出川では、赤川・其村無堤部について暫定堤防整備を段階的実	さらに、雲出川では、赤川・其村無堤部について暫定堤防整備を段階的実	
	施していく予定であり、これにより中村川・波瀬川・赤川下流の浸水形態や	施していく予定であり、これにより中村川・波瀬川・赤川下流の浸水形態や	
	雲出川下流の水害リスクに影響が及ぶため、上下流バランスに留意した上	雲出川下流の水害リスクに影響が及ぶため、上下流バランスに留意した上	
	で、計画的かつ加速的に河川整備を推進していく必要がある。	で、計画的かつ加速的に河川整備を推進していく必要がある。	
90	【下水道の課題】	【下水道の課題】	・文言の修正
	中村川右岸に位置する中川西部排水区では、松阪市公共下水道全体計画に	中村川右岸に位置する中川西部排水区では、松阪市公共下水道 <mark>事業</mark> 計画に	
	基づき、中川西部排水機場や調整地は完成済であるものの、気候変動を踏ま	基づき、中川西部排水機場や調整地は完成済であるものの、気候変動を踏ま	
	えた降水量の増大や中村川水位上昇に伴う内水被害を軽減できるように、中	えた降水量の増大や中村川水位上昇に伴う内水被害を軽減できるように、中	
	村川の整備状況を踏まえつつ、事業を推進していく必要がある。	村川の整備状況を踏まえつつ、事業を推進していく必要がある。	
91	波瀬川左岸に位置する津市雨水管理総合計画における波瀬川排水区は、主	波瀬川左岸に位置する津市雨水管理総合計画における波瀬川排水区は、主	・文言の修正
	要水路からの溢水等により浸水被害の常襲地域となっており、これは主要水	要水路からの溢水等により浸水被害の常襲地域となっており、これは主要水	
	路の吐口が波瀬川の低い位置にあることによる内水氾濫の発生、主要水路の	路の吐口が波瀬川の低い位置にあることによる内水氾濫の発生、主要水路の	
	立体交差部等のネック地点の存在、周辺の地盤と比べ地盤高が低く周辺の雨	立体交差部等のネック地点の存在、周辺の地盤と比べ地盤高が低く周辺の雨	
	水が流入しやすい地形特性等を有していることが要因であり、雲出川・波瀬	水が流入しやすい地形特性等を有していることが要因であり、雲出川・波瀬	
	川の整備状況に留意しつつ、津市一志地域公共下水道全体計画による浸水対	川の整備状況に留意しつつ、津市雨水管理総合計画及び津市一志地域公共下	
	策を進めていく必要がある。	水道 <mark>事業</mark> 計画による浸水対策を進めていく必要がある。	

	原案(旧)	案(新)	変更内容
92	第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	
	第1節 基本的な考え方	第1節 基本的な考え方	
93	雲出川中流部に位置する無堤部の存在、中村川・波瀬川・赤川沿川の重要	雲出川中流部に位置する無堤部の存在、中村川・波瀬川・赤川沿川の重要	
	施設や住宅地の立地状況、雲出川との同時生起による排水制限やバックウォ	施設や住宅地の立地状況、雲出川との同時生起による排水制限やバックウォ	
	ーター等の想定より、水害リスクが高いことに加え、近年の地球温暖化に伴	ーター等の想定より、水害リスクが高いことに加え、近年の地球温暖化に伴	
	う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、あらゆる規	う気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、あらゆる規	
	模の降雨が発生することを念頭に、雲出川の無堤部対策を踏まえて上下流バ	模の降雨が発生することを念頭に、雲出川の無堤部対策を踏まえて上下流バ	
	ランスに留意しつつ、河川整備を加速する。加えて、流域対策では、開発等	ランスに留意しつつ、河川整備を加速する。加えて、流域対策では、開発等	
	に伴う流出増への対策の義務化や雨水貯留浸透施設の整備促進、既存ため池	に伴う流出増への対策の義務化や雨水貯留浸透施設の整備促進、既存ため池	
	の治水利用、水田の貯留機能向上などの対策を、下水道による浸水対策で	の治水利用、水田の貯留機能向上などの対策を、下水道による浸水対策で	
	は、津市雨水管理総合計画や松阪市公共下水道全体計画を踏まえて、雨水排	は、津市雨水管理総合計画や松阪市公共下水道全体計画を踏まえて、雨水排	
	水施設の検討・整備を進めるとともに、貯留機能保全区域や浸水被害防止区	水施設の検討・整備を進めるとともに、貯留機能保全区域や浸水被害防止区	
	域の指定も活用し、流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計	域の指定も活用し、流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計	
	画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的	画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的	
	な浸水被害対策を講じる。	な浸水被害対策を講じる。	
94	本計画における都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降	本計画における都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降	
	雨)については、河川・下水道整備における事業計画にて定められた目標降	雨)については、河川・下水道整備における事業計画にて定められた目標降	
	雨とは別に、流域での甚大な水害を象徴する降雨を1つ定めることとし、過	雨とは別に、流域での甚大な水害を象徴する降雨を1つ定めることとし、過	
	去の災害履歴や雲出川水系河川整備計画との照合を鑑みて昭和 57 年(1982)8	去の災害履歴や雲出川水系河川整備計画との照合を鑑みて昭和 57 年(1982)8	
	月実績降雨を定めることとする。	月実績降雨を定めることとする。	
95	これによる河川、下水道整備の加速化や流域対策の実施・促進により、中	これによる河川、下水道整備の加速化や流域対策の実施・促進により、中	
	村川・波瀬川・赤川の堤防決壊等を含む壊滅的な被害を解消させるととも	村川・波瀬川・赤川の堤防決壊等を含む壊滅的な被害を解消させるととも	
	に、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、雨水排水	に、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においては、雨水排水	
	施設の検討、整備や水害リスク (浸水深や浸水頻度等)、まちづくり計画を	施設の検討、整備や水害リスク(浸水深や浸水頻度等)、まちづくり計画を	
	踏まえた土地利用規制(貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定)等を	踏まえた土地利用規制(貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定)等を	
	活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。さらに、想定し得る最大規模ま	活用し、流域内住民等の安全の確保を図る。さらに、想定し得る最大規模ま	
	でのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減	でのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減	
	に取り組む。	に取り組む。	
96	なお、整備等にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト	なお、整備等にあたっては、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト	
	両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある	両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある	
	国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものと	国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえるものと	
	する。洪水氾濫や雨水出水(内水氾濫)による浸水によって生じるごみ対策	する。洪水氾濫や雨水出水(内水氾濫)による浸水によって生じるごみ対策	
	については、河川及び下水道の管理者、地方公共団体のみならず、河川協力	については、河川及び下水道の管理者、地方公共団体のみならず、河川協力	
	団体や地域住民等とも連携して取り組むものとする。	団体や地域住民等とも連携して取り組むものとする。	

原案(旧) 案(新) 変更内容 これらの基本的な考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、 これらの基本的な考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、 土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対 土地利用状況や地形特性等を踏まえ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対 策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興の 策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧、復興の ための対策の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる。次頁に、 ための対策の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる。次頁に、 中村川・波瀬川・赤川での浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点か 中村川・波瀬川・赤川での浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点か らの対策による分担イメージを示す。 らの対策による分担イメージを示す。 98 ・図番号、凡例の修正 【中村川】 流量 流量 計画を上回る 洪水に対しても 被害を軽減 共水に対しても 被雷を軽減 下水道整備 下水道整備 浸水被害の拡大防止の ための指揮 本計画に定める 本計画に定める 特定都市河川の 整備目標流量 漫水被害の拡大防止の ための措置 1,150m³/s/ 特定都市河川の 整備目標流量 1,150m3/s 1,000m³/s 河川整備計画 目標流量 (現行) 1,000m3/s 既往の開発指導要綱等 既往の開発指導要綱等 雨水浸透阻害行為の許可 河川整備計画 流域水害対策計画 流域水害対策計画 河川整備計画 【波瀬川】 【波瀬川】 流域での貯留対策 流量 計画を上回る 洪水に対しても 被害を軽減 流量 計画を上回る 下水道整備 洪水に対しても 被害を軽減 本計画に定める 特定都市河川の 整備目標流量 漫水被害の拡大防止の ための措置 本計画に定める 特定都市河川の 整備目標流量 浸水被害の拡大防止の ための措置 380m3/s 380m³/s 河川整備計画 目標流量 (現行) 330m³/s 河川整備計画 目標流量 (現行) 原柱の開発指導要綱等 南水浸透阻害行為の許 既往の開発指導要綱等 河川整備計画 流域水害対策計画 河川整備計画 流域水害対策計画 流量 【赤川】 流域での貯留対策・ 土地利用規制 流量 計画を上回る 洪水に対しても 被害を軽減 本計画に定める 特定都市河川の 整備目標流量 洪水に対しても 被害を軽減 本計画に定める 特定都市河川の 整備目標流量 浸水被害の拡大防止の 浸水被害の拡大防止の ための措置 11 65m3/s П 65m3/s 65m³/s 65m³/s 河川整備計画 目標流量 (R5.4策定) 既往の開発指導要顯等 既往の開発指導要綱等 河川整備計画 流域水害対策計画 流域水害対策計画 (特定都市河川) 河川整備計画 ①氾濫をできるだけ ①氾濫をできるだけ 流域での貯留対策(南水貯留浸透路線の整備、ため池の治水利用 水田の貯留機能向上、貯留機能保守区域の担定等) 流域での貯留対策(雨水貯留浸透施設の整備、ため池の治水利用、 水田の貯留機能向上等) 防ぐ・減らす対策 防ぐ・減らす対策 ■ 下水道整備 下水道整備 ②被害対象を減少させるための 土地利用規制(及水務書話止区城等) ②被害対象を減少させる 土地利用規制 (浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等) ための対策 浸水被害の拡大防止のための措置 ③被害の軽減、早期復旧、 浸水被害の拡大防止のための措置 図 26 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策 図 23 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策

	原案(旧)	案(新)	変更内容
99	① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(ハザードへの対策)	①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策(ハザードへの対策)	
100	流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水	流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水	
	を制御する対策をそれぞれ充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしな	を制御する対策をそれぞれ充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしな	
	がら効果的に組み合わせて実施するものとし、主な対策は以下のとおりであ	がら効果的に組み合わせて実施するものとし、主な対策は以下のとおりであ	
	る。	る。	
101	✓ 河道掘削、河道拡幅、築堤、横断工作物の改築、洪水調節施設増強の検	✓ 流域の遊水機能の保全、貯留機能保全区域の指定	・文言の追加
	討	✔ 河道掘削、河道拡幅、築堤、横断工作物の改築、洪水調節施設増強の検	
	✓ 下水道施設整備、雨水浸透阻害行為の許可	計	
	✓ 雨水貯留浸透施設等の整備、ため池の治水利用や水田の貯留機能向上	✓ 下水道施設整備、雨水浸透阻害行為の許可	
		✓ 雨水貯留浸透施設等の整備、ため池の治水利用や水田の貯留機能向上	
102	②被害対象を減少させるための対策 (暴露への対応)	②被害対象を減少させるための対策 (暴露への対応)	
103	まちづくり等を考慮し、水害リスクがあるエリアにおける貯留機能の保	まちづくり等を考慮し、水害リスクがあるエリアにおける貯留機能の保	
	全、防災指針の作成や、建築物の構造の工夫等の浸水被害軽減対策を講じる	全、防災指針の作成や、建築物の構造の工夫等の浸水被害軽減対策を講じる	
	ものとし、主な対策は以下のとおりである。	ものとし、主な対策は以下のとおりである。	
104	✓ 流域の遊水機能の保全、貯留機能保全区域の指定	✓ 立地適正化計画に基づく防災指針の作成	・文言の削除
	✓ 立地適正化計画に基づく防災指針の作成	✓ 浸水被害防止区域の指定 等	
	✓ 浸水被害防止区域の指定 等		
105	③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策(脆弱性への対応)	③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策(脆弱性への対応)	
106	流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等の	流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等の	
	ための対策を組み合わせ、被害を最小化する。	ための対策を組み合わせ、被害を最小化する。	
107	以下の取組を推進するため、水害リスク情報等を充実させる。	以下の取組を推進するため、水害リスク情報等を充実させる。	
108	✔ 洪水・内水等の水害ハザードマップの周知に、より一層努めるととも	✔ 洪水・内水等の水害ハザードマップの周知に、より一層努めるととも	
	に、まるごとまちごとハザードマップの設置など、住民の水害リスクに	に、まるごとまちごとハザードマップの設置など、住民の水害リスクに	
	対する理解促進、実効性確保	対する理解促進、実効性確保	
	✔ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練実施の徹底	✔ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練実施の徹底	
	による避難の実効性確保	による避難の実効性確保	
	✔ 関係市町と連携した訓練、災害対応の実施	✔ 関係市町と連携した訓練、災害対応の実施	
	✓ マイ・タイムラインの作成促進、防災気象情報の改善、SNS・広報誌等	✓ マイ・タイムラインの作成促進、防災気象情報の改善、SNS・広報誌等	
	を活用した継続的な情報発信	を活用した継続的な情報発信	
	✔ 浸水センサの設置・運用、三次元管内図による浸水想定の見える化、内	✔ 浸水センサの設置・運用、三次元管内図による浸水想定の見える化、内	
	外水統合の水害リスクマップの見える化、BIM/CIM 適用による三次元	外水統合の水害リスクマップの見える化、BIM/CIM 適用による三次元	
	モデルの積極的な活用	モデルの積極的な活用	
L			

109 図 24 洪永小ヂードマップ (津市) 図 27 洪永小ヂードマップ (津市) 図 27 洪永小ヂードマップ (津市) 図 28 計画期間 第 2 節 計画期間 河川整備計画 2 章 2 節 計画期間 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2	
図 24	
計画期間は、河川整備計画(国、県)、公共下水道事業計画、まちづくり の計画期間を考慮した上で設定するものとする。	
の計画期間を考慮した上で設定するものとする。 7川整備計画については、中村川・櫨川では平成 26 年(2 0 1 4)に策定した「雲出川水系河川整備計画」における対象期間は概ね 30 年であるが、河川整備計画策定後 8 年が経過し、残りの期間が概ね 20 年である。また三重県における「雲出川水系(指定区間)河川整備計画」では対象期間を概ね 30 年としている。 の計画期間を考慮した上で設定するものとする。 河川整備計画については、中村川・櫨川では平成 26 年(2 0 1 4)に策定した「雲出川水系河川整備計画」における対象期間は概ね 30 年であるが、河川整備計画策定後 8 年が経過し、残りの期間が概ね 20 年である。また三重県における「雲出川水系(指定区間)河川整備計画」では対象期間を概ね 30 年としている。	
112 河川整備計画については、中村川・櫨川では平成 26 年 (2 0 1 4) に策定した「雲出川水系河川整備計画」における対象期間は概ね 30 年である。 が、河川整備計画策定後 8 年が経過し、残りの期間が概ね 20 年である。 また三重県における「雲出川水系(指定区間)河川整備計画」では対象期間を概ね 30 年としている。 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一	
定した「雲出川水系河川整備計画」における対象期間は概ね 30 年であるが、河川整備計画策定後 8 年が経過し、残りの期間が概ね 20 年である。また三重県における「雲出川水系(指定区間)河川整備計画」では対象期間を概ね 30 年としている。 にまける「雲出川水系(指定区間)河川整備計画」では対象期間を概ね 30 年としている。	
が、河川整備計画策定後 8 年が経過し、残りの期間が概ね 20 年である。また三重県における「雲出川水系(指定区間)河川整備計画」では対象期間を概ね 30 年としている。 が、河川整備計画策定後 8 年が経過し、残りの期間が概ね 20 年である。また三重県における「雲出川水系(指定区間)河川整備計画」では対象期間を概ね 30 年としている。	
た三重県における「雲出川水系(指定区間)河川整備計画」では対象期間を 概ね30年としている。 た三重県における「雲出川水系(指定区間)河川整備計画」では対象期間を 概ね30年としている。	
概ね30年としている。 概ね30年としている。	
113 下水道計画については、津市雨水管理総合計画では、概ね5年後(令和10 下水道計画については、津市雨水管理総合計画では、概ね5年後(令和10	
年(2028))を目途に目標設定を行っており、松阪市公共下水道全体計画では 年(2028))を目途に目標設定を行っており、松阪市公共下水道全体計画では	
概ね 17 年後 (令和 22 年(2040)) を計画目標年次として設定している。ま 概ね 17 年後 (令和 22 年(2040)) を計画目標年次として設定している。ま	
た、まちづくり計画については、「三重県都市計画基本方針」(平成 29 年 た、まちづくり計画については、「三重県都市計画基本方針」(平成 29 年	
(2017)3 月策定)では概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、10 年を計画の (2017)3 月策定)では概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、10 年を計画の	
目標期間としている。	
114 以上のとおり、河川整備計画(国、県)、公共下水道事業計画、まちづく 以上のとおり、河川整備計画(国、県)、公共下水道事業計画、まちづく	
りの計画期間を踏まえ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ多層的りの計画期間を踏まえ、計画対象降雨に対し、流域一体で総合的かつ多層的	
な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要な浸水被害対策による浸水の解消又は軽減する効果を発現させるために必要	
な期間として、計画期間は、 概ね 30 年とする。 な期間として、計画期間は、 概ね 30 年とする。	
115 なお、これまでの災害発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定 なお、これまでの災害発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定	
するものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知 するものであり、河川及び下水道整備の進捗、河川状況の変化、新たな知	
見、技術的進歩、まちづくり等の社会経済の変化等にあわせ、必要な見直し 見、技術的進歩、まちづくり等の社会経済の変化等にあわせ、必要な見直し	
を行うものとする。	

				原案(旧)				案(新)		
116	第 3 負	作 計画	回区域			第3節	計画区	互域		
117	117 計画		は、中村	川・波瀬川・赤川流域に放流する公共下	水道事業計画の	計画	区域は、	中村川・波瀬川・赤川流域に放流するな	\共下水道 \	事業計画の
区域を含めた中村川			2中村川	・波瀬川・赤川特定都市河川流域全体と	し、河川対象区	区域を	区域を含めた中村川・波瀬川・赤川特定都市河川流域全体とし、河川対象区			
				: 間は、	中村川・	波瀬川・赤川(国・県管理)の水防法第	9 14 条に基	基づく洪水		
	浸水热	思定区域	成指定河	川の県管理区間上流端までとする。		浸水想	定区域指	 定河川の県管理区間上流端までとする。		
		特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項の規定により指定(令					特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項の規定により指定(令			
		F 3 月 3			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		3月31		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11/0 (1
118	TH O	1 0 / 1 0	<i>,</i> ,	表 6 河川対象区間		TH O T	0 / 1 0 1	表 6 河川対象区間		
				区間				区間		
		河	川名	上流端	下流端	河	丁川名	上流端	下流端	
			中村川	三重県松阪市嬉野上小川町字大広1463番地先	雲出川への合流点		なかむらがわ 中村川	三重県松阪市嬉野上小川町字大広1463番地先	雲出川への合流点	
			こまがえりがわ 駒返川	三重県松阪市嬉野島田町字焼野2365番地先	中村川への合流点		こまがえりがわ 駒 返川	三重県松阪市嬉野島田町字焼野 2 3 6 5 番地先	中村川への 合流点	
			大谷川	三重県松阪市嬉野薬王寺町字奥田1217番地先	中村川への合流点		大谷川	三重県松阪市嬉野薬王寺町字奥田1217番地先	中村川への 合流点	
		国土	いおきがわ	左岸:三重県松阪市嬉野矢下町字小坂893番2地先	中村川への	国土	いおきがわ	左岸:三重県松阪市嬉野矢下町字小坂893番2地先	中村川への	
		父通士	开直川	右岸:三重県松阪市嬉野矢下町字松川原1114番地先	合流点	爻 通 士	开巨川	右岸:三重県松阪市嬉野矢下町字松川原1114番地先	合流点	
		国土交通大臣指定	岩倉川	三重県松阪市与原町字森ノ上990番地先	中村川への合流点	交通大臣指定	岩倉川	三重県松阪市与原町字森ノ上990番地先	中村川への	
		定	飯福田川	三重県松阪市後山町字新道804番2地先	中村川への合流点	定	飯福田川	三重県松阪市後山町字新道804番2地先	中村川への合流点	
			柚原川	三重県松阪市柚原町字柏原1365番1地先	中村川への合流点		補原川	三重県松阪市柚原町字柏原1365番1地先	中村川への 合流点	
			波瀬川	三重県津市一志町波瀬字広垣内7136番1地先	雲出川への合流点		波瀬川	三重県津市一志町波瀬字広垣内7136番1地先	雲出川への合流点	
		知事指定	赤川	左岸:三重県津市一志町小山字新中野1508番地先 右岸:三重県津市一志町小山字新中野1518番地先	雲出川への合流点	知事指定	赤川	左岸:三重県津市一志町小山字新中野1508番地先右岸:三重県津市一志町小山字新中野1518番地先	雲出川への合流点	

	MINE (IH)		
119	型市	上市	・図番号の修正
120	第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降 雨	第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降 雨	
121	雲出川水系においては、これまでに数多くの浸水被害を受けており、特に昭和57年(1982)8月洪水では、戦後1位となる流量を記録し、中村川・波瀬川・赤川の特定都市河川流域でも多くの家屋浸水の被害が発生している。	雲出川水系においては、これまでに数多くの浸水被害を受けており、特に 昭和 57 年 (1982) 8 月洪水では、戦後 1 位となる流量を記録し、中村川・ 波瀬川・赤川の特定都市河川流域でも多くの家屋浸水の被害が発生してい る。	
122	雲出川水系河川整備計画においてはこの昭和 57 年(1982)8 月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても家屋浸水被害を防止することを目標とし整備を進めている。	雲出川水系河川整備計画においてはこの昭和 57 年(1982)8 月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても家屋浸水被害を防止することを目標とし整備を進めている。	
123	一方、近年全国各地で地球温暖化に伴う気候変動の影響により、施設能力 を上回る洪水が発生しており、大規模な豪雨災害が頻発している。	一方、近年全国各地で地球温暖化に伴う気候変動の影響により、施設能力 を上回る洪水が発生しており、大規模な豪雨災害が頻発している。	

案 (新)

変更内容

原案(旧)

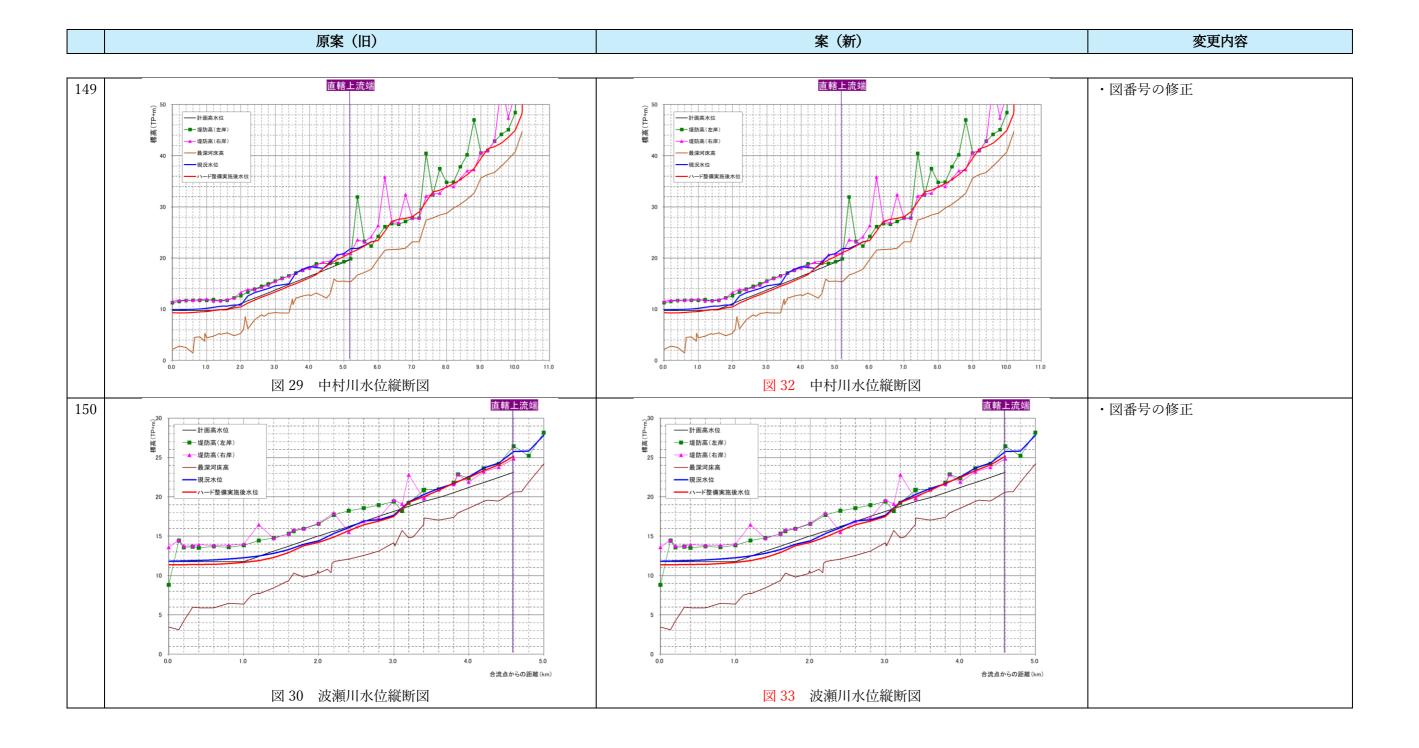
原案 (旧)	原案(旧)			
赤川においては、一級河川雲出川水系(指定区間)河川整備計画におい	赤川においては、一級河川雲出川水系(指定区間)河川整備計画におい			
て、河川整備の目標を昭和 57 年(1982)8 月洪水に対して将来の気候変動に	て、河川整備の目標を昭和 57 年(1982)8 月洪水に対して将来の気候変動に			
よる降雨量増を考慮した上で、国が行う赤川地区無堤部での暫定堤防整備、	よる降雨量増を考慮した上で、国が行う赤川地区無堤部での暫定堤防整備、			
水門整備等と一体となり、家屋浸水を解消し、農地等の浸水被害を軽減させ	水門整備等と一体となり、家屋浸水を解消し、農地等の浸水被害を軽減させ			
ることを目標に整備を進めている。	ることを目標に整備を進めている。			
これらの水害の発生状況、現在の河川・下水道等の整備状況を総合的に勘	これらの水害の発生状況、現在の河川・下水道等の整備状況を総合的に勘			
案し、中村川・波瀬川・赤川流域における都市浸水の発生を防ぐべき目標と	案し、中村川・波瀬川・赤川流域における都市浸水の発生を防ぐべき目標と			
なる降雨(計画対象降雨)については、実績洪水に加えて、気候変動も考慮	なる降雨(計画対象降雨)については、実績洪水に加えて、気候変動も考慮			
した降雨として、昭和 57 年(1982)8 月洪水とする。この降雨に対して、降	した降雨として、昭和 57 年(1982)8 月洪水とする。この降雨に対して、降			
雨波形及び降雨量を定め、河川整備、下水道整備、貯留浸透施設の設置、土	雨波形及び降雨量を定め、河川整備、下水道整備、貯留浸透施設の設置、土			
地利用規制等を活用し、流域内住民等の安全を確保する。	地利用規制等を活用し、流域内住民等の安全を確保する。			
各主体において実施する整備の計画降雨については必ずしも本計画の降雨	各主体において実施する整備の計画降雨については必ずしも本計画の降雨			
に縛られるものではなく、降雨・流出特性の違いや過去の浸水実績等によ	に縛られるものではなく、降雨・流出特性の違いや過去の浸水実績等によ			
り、各々の流域の特徴を定めてもよいものとし、本計画における河川管理	り、各々の流域の特徴を定めてもよいものとし、本計画における河川管理			
者、下水道管理者が行う整備目標流量は第4章、第6章にて定めるものとす	者、下水道管理者が行う整備目標流量は第4章、第6章にて定めるものとす			
る。	る。			
防災・減災のための土地利用の促進など流域治水の取組を推進することを	防災・減災のための土地利用の促進など流域治水の取組を推進することを			
目的とし、想定最大規模降雨のみならず比較的発生頻度が高い降雨規模の場	目的とし、想定最大規模降雨のみならず比較的発生頻度が高い降雨規模の場			
合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「水害リスクマッ	合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「水害リスクマッ			
プ」※を作成する。	プ」※を作成する。			
今後、特定都市河川流域における水害リスクマップを作成し、中村川・赤	今後、特定都市河川流域における水害リスクマップを作成し、中村川・赤			
川・波瀬川流域水害対策協議会を構成する自治体に示すとともに、住民にも	川・波瀬川流域水害対策協議会を構成する自治体に示すとともに、住民にも			
わかりやすく情報を提供し周知を図っていく。また、この水害リスクマップ	わかりやすく情報を提供し周知を図っていく。また、この水害リスクマップ			
を活用して、浸水被害対策の実効性を確認する等により、目標となる降雨の	を活用して、浸水被害対策の実効性を確認する等により、目標となる降雨の			
設定の妥当性等についても確認する。	設定の妥当性等についても確認する。			
	赤川においては、一級河川雲出川水系(指定区間)河川整備計画において、河川整備の目標を昭和 57 年(1982)8 月洪水に対して将来の気候変動による降雨量増を考慮した上で、国が行う赤川地区無堤部での暫定堤防整備、水門整備等と一体となり、家屋浸水を解消し、農地等の浸水被害を軽減させることを目標に整備を進めている。 これらの水害の発生状況、現在の河川・下水道等の整備状況を総合的に勘案し、中村川・波瀬川・赤川流域における都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)については、実績洪水に加えて、気候変動も考慮した降雨として、昭和 57 年(1982)8 月洪水とする。この降雨に対して、降雨波形及び降雨量を定め、河川整備、下水道整備、貯留浸透施設の設置、土地利用規制等を活用し、流域内住民等の安全を確保する。 各主体において実施する整備の計画降雨については必ずしも本計画の降雨に縛られるものではなく、降雨・流出特性の違いや過去の浸水実績等により、各々の流域の特徴を定めてもよいものとし、本計画における河川管理者、下水道管理者が行う整備目標流量は第4章、第6章にて定めるものとする。 防災・減災のための土地利用の促進など流域治水の取組を推進することを目的とし、想定最大規模降雨のみならず比較的発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「水害リスクマップ」※を作成する。 今後、特定都市河川流域における水害リスクマップを作成し、中村川・赤川・波瀬川流域水害対策協議会を構成する自治体に示すとともに、住民にもわかりやすく情報を提供し周知を図っていく。また、この水害リスクマップを活用して、浸水被害対策の実効性を確認する等により、目標となる降雨の	赤川においては、一級河川裏出川水系(指定区間)河川整備計画において、河川整備の目標を昭和 57 年(1982)8 月洪水に対して将来の気候変動による降雨量増を考慮した上で、回が行う赤川地区無規部での暫定規防整備、なの降雨量増を考慮した上で、回が行う赤川地区無規部での暫定規防整備、なの降雨量増を考慮した上で、回が行う赤川地区無規部での暫定規防整備、なの門型増やきず虚した上で、回が行う赤川地区無規部での暫定規防整備、なの門型増やきず虚した上で、回が行う赤川地区無規部での暫定規防整備、なの門型増やきでした。 「国が行う赤川地区無規部での暫定規防整備、なるとを目標に整備を進めている。ことを目標に整備を進めている。ことを目標に整備を進めている。ことを目標に整備を進めている。ことを目標に整備を進めている。ことを目標に整備を進めている。ことを目標に整備を進めている。ことを目標に整備を進めている。ことを時間、計画対象降雨)については、実績洪水に加えて、気候変動も考慮した時間を定め、河川整備・たかは、実績洪水に加えて、気候変動も考慮した時間として、昭和 57 年(1982)8 月洪水とする。この降雨に対して、降間波形及び降雨量を定め、河川整備、下水道整備、貯留浸透施設の設置、土地利用規制等を活用し、流域内住民等の安全を確保する。とも生体において実施する整備の計画降雨については必ずしも本計画の降雨に対して、大路ではなく、降雨・流出特性の違いや過去の浸水実績等により、各々の流域の特徴を定めてもよいものとし、本計画における河川管理者、下水道管理者が行う整備日標流量は第4章、第6章にて定めるものとする。防災・減災のための土地利用の促進など流域治水の取組を推進することを目的とし、想定最大規模降雨のみならず比較的発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水鏡囲や浸水深を明らかにするため、「水書リスクマップ」※を作成する。 今後、特定都市河川流域における水害リスクマップと作成し、中村川・赤川・波瀬川流域における水害リスクマップフ、※を作成する。 かりやすく情報を提供し周知を図っていく。また、この水害リスクマップを活用して、浸水被害対策の実効性を確認する等により、目標となる降雨のかわやすく情報を提供し周知を図っていく。また、この水害リスクマップを活用して、浸水被害対策の実効性を確認する等により、目標となる降雨の		

	原案(旧)	案(新)	変更内容
129	下水道等の浸水料析	本要河川の浸水解析	・図番号の修正
130	図 26 水害リスクマップ (イメージ) ※水害リスクマップ: 想定される浸水範囲を降雨規模別 (1/10、1/30、1/50 等) にランク分 けして示した地図であり、浸水解析により外水氾濫と内水氾濫のシミ ュレーションを実施した上で、重ね合わせたもの。 第 3 章 都市浸水想定	図 29 水害リスクマップ (イメージ) ※水害リスクマップ: 想定される浸水範囲を降雨規模別 (1/10、1/30、1/50等) にランク分けして示した地図であり、浸水解析により外水氾濫と内水氾濫のシミュレーションを実施した上で、重ね合わせたもの。 第3章 都市浸水想定	
	第1節 本計画における都市浸水想定	第1節 本計画における都市浸水想定	
131	都市浸水想定として、計画対象降雨(昭和 57 年(1982)8 月実績降雨)が 生じた場合に、洪水(外水氾濫)または雨水出水(内水氾濫)による浸水が	都市浸水想定として、計画対象降雨(昭和 57 年(1982)8 月実績降雨)が 生じた場合に、洪水(外水氾濫)または雨水出水(内水氾濫)による浸水が	
	想定される区域及び浸水した場合に想定される水深や範囲を示す。	想定される区域及び浸水した場合に想定される水深や範囲を示す。	

			原案(旧)			案(新)					変更内容
132	なお、実現	なお、実現象としては雲出川からの越水が発生するが、本計画における都				なお、実現象としては雲出川からの越水が発生するが、本計画における都					
	市浸水想定では雲出川からの越水を考慮していない。					市浸水想定では雲出川からの越水を考慮していない。					
133	図 27 都市浸水想定及びハード整備実施後※1 の浸水想定区域図							水想定及びハード整備	都市浸水を (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	が変える。	・図番号の修正
134	表7	表 7 都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積、計算条件					表 7 都市海	曼水想定における浸水戸			
		都市浸水想定		ハード整備実施後 ^{※1} の 浸水想定区域図(参考)				都市浸水想定	ハード整備実施後 ^{※1} の 浸水想定区域図(参考)		
	浸水戸数	2.5	約 2, 550 世帯	約 310 世帯		浸水戸数	6 - 0.00	約 2, 550 世帯	約 310 世帯		
	浸水面積	1	約 1, 010ha	約 350ha		浸水面積		約 1, 010ha	約 350ha		
	計算条件		現況河道(R4 年度末時点) -	流域水害対策計画河道流域での土地利用規制		計算条件	A	現況河道(R4 年度末時点) -	流域水害対策計画河道流域での土地利用規制		
		流域対策	現況排水機場、現況下水道	計画下水道整備			流域対策	現況排水機場、現況下水道	流域での土地利用規制 計画下水道整備		
	※1:流域水	※1:流域水害対策計画に基づく河川整備(国、三重県)、下水道整備(津市、松阪市)等					害対策計画に基づく	河川整備(国、三重県)、下水道整備(海			
tions of the second sec								シミュレーションにより予測した都市浸			
135								きも、浸水リスクが残存			
				た浸水被害対策の基本方針				近域水害対策計画に定め			
				本で総合的かつ多層的な浸		従い、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水					
				〒〜№日日別~〜2/19月17年仅							
	被害対策を講	しるものと	. 9 S o			被害対策を講じるものとする。					

	原案(旧)	案(新)	変更内容
136	第2節 雲出川からの越水を考慮した浸水想定区域図(参考)	第2節 雲出川からの越水を考慮した浸水想定区域図(参考)	
137	第1節において示した本計画における都市浸水想定(特定都市河川である	第1節において示した本計画における都市浸水想定(特定都市河川である	
	中村川、波瀬川、赤川に起因する洪水(外水氾濫)、または特定都市下水道	中村川、波瀬川、赤川に起因する洪水(外水氾濫)、または特定都市下水道	
	である波瀬川排水区、中川西部排水区に起因する雨水出水(内水氾濫)によ	である波瀬川排水区、中川西部排水区に起因する雨水出水(内水氾濫)によ	
	る浸水が想定される区域)では、雲出川からの越水を考慮していない。	る浸水が想定される区域)では、雲出川からの越水を考慮していない。	
138	しかし実際には、本流域の特性として旧来より其村地区・赤川地区を中心	しかし実際には、本流域の特性として旧来より其村地区・赤川地区を中心	
	として、雲出川からの越水による浸水被害が頻発する地域であることが知ら	として、雲出川からの越水による浸水被害が頻発する地域であることが知ら	
	れている。	れている。	
139	実現象との照合を考慮し、本計画においては以下の浸水想定についても参	実現象との照合を考慮し、本計画においては以下の浸水想定についても参	
	考とする。	考とする。	
140	都市浸水想定(雲出川からの越水を考慮) 「京樹」 「「「「「「「「「「「「」」」」」 「「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」 「	##	・図番号の修正
	ハード整備実施後*** の浸水想定区域図(参考)(雲出川からの越水を考慮) 「京都 (東京 (東京)	ハード整備実施後**** の浸水想定区域図 (参考) (雲出川からの越水を考慮) 「	
	雲出川においては雲出川水系河川整備計画に基づく河川整備。	雲出川においては雲出川水系河川整備計画に基づく河川整備。	

	原案(旧)	案(新)	変更内容
141	第4章 特定都市河川の整備に関する事項	第4章 特定都市河川の整備に関する事項	
142	特定都市河川の整備については、国や県の河川整備や流域市町における下	特定都市河川の整備については、国や県の河川整備や流域市町における下	
	水道整備等において各機関の既存計画を踏まえて、各々の規模の降雨を目標	水道整備等において各機関の既存計画を踏まえて、各々の規模の降雨を目標	
	として対策を進める。	として対策を進める。	
143	国が行う河川整備については、中村川の小川橋地点で 1,150m3/s、波瀬川	国が行う河川整備については、中村川の小川橋地点で 1,150m3/s、波瀬川	
	の八太新橋地点で 380m3/s を目標に河川改修を進め、気候変動後(2℃上	の八太新橋地点で 380m3/s を目標に河川改修を進め、気候変動後(2℃上	
	昇時)の状況においても平成 26 年(2014)11 月に策定した河川整備計画での	昇時)の状況においても平成 26 年(2014)11 月に策定した河川整備計画での	
	目標と同程度の治水安全度を確保することとして、家屋浸水被害を防止する	目標と同程度の治水安全度を確保することとして、家屋浸水被害を防止する	
	ことを目標とする。なお、本計画において新たに設定した気候変動を踏まえ	ことを目標とする。なお、本計画において新たに設定した気候変動を踏まえ	
	た目標流量については、雲出川水系河川整備計画変更の過程でより具体的な	た目標流量については、雲出川水系河川整備計画変更の過程でより具体的な	
	数値を決定するものとする。	数値を決定するものとする。	
144	三重県が行う河川整備については、令和 5 年(2023)4 月に策定した一級河	三重県が行う河川整備については、令和5年(2023)4月に策定した一級河	
	川雲出川水系(指定区間)河川整備計画に基づき、赤川の平生地点で	川雲出川水系(指定区間)河川整備計画に基づき、赤川の平生地点で	
	65m3/s を目標に河川改修を進め、戦後最大である昭和 57 年(1982)8 月洪水	65m3/s を目標に河川改修を進め、戦後最大である昭和 57 年(1982)8 月洪水	
	を目標として、将来気候変動による降雨量増を考慮した上で、赤川の近鉄橋	を目標として、将来気候変動による降雨量増を考慮した上で、赤川の近鉄橋	
	より下流部において洪水を安全に流下させることとする。なお、雲出川の影	より下流部において洪水を安全に流下させることとする。なお、雲出川の影	
	響を考慮した場合も、国による赤川合流点の水門の整備と雲出川堤防の嵩上	響を考慮した場合も、国による赤川合流点の水門の整備と雲出川堤防の嵩上	
	げと一体となって、家屋浸水を解消し、農地等の浸水被害を軽減させること	げと一体となって、家屋浸水を解消し、農地等の浸水被害を軽減させること	
	を目標とする。	を目標とする。	
145	また、雲出川本川のバックウォーターの影響を受ける中村川、波瀬川、赤	また、雲出川本川のバックウォーターの影響を受ける中村川、波瀬川、赤	
	川については、接続する河川の整備による洪水時の水位低下が、特定都市河	川については、接続する河川の整備による洪水時の水位低下が、特定都市河	
	川流域における浸水被害の防止に寄与するため、雲出川本川の河川整備を推	川流域における浸水被害の防止に寄与するため、雲出川本川の河川整備を推	
	進する。	進する。	
146	河道掘削においては、河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、自	河道掘削においては、河川環境への影響の回避・低減を図るとともに、自	
	治体等と連携しながら掘削土砂の有効活用を図る。	治体等と連携しながら掘削土砂の有効活用を図る。	
147	これらの河川整備にあたっては、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被	これらの河川整備にあたっては、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被	
	害対策推進事業を活用して事業の加速化を図る。	害対策推進事業を活用して事業の加速化を図る。	
148	本計画に定めるハード整備実施後も、浸水が想定される区域については、	本計画に定めるハード整備実施後も、浸水が想定される区域については、	
	被害対象を減少させるための対策として、雨水貯留浸透施設の整備及びため	被害対象を減少させるための対策として、雨水貯留浸透施設の整備及びため	
	池の治水利用等を進める他、浸水被害を回避するための土地利用規制や住ま	池の治水利用等を進める他、浸水被害を回避するための土地利用規制や住ま	
	い方の工夫等の対策を検討する。	い方の工夫等の対策を検討する。	



				原案(日)					案(新	f)		変更内容
151		⊋16 ^{[-}	■-堤防高(左岸) 堤防高(右岸)					18 E 16	■ 堤防高(左岸)				・図番号の修正
		点 顺 14 12 10 8 4	表深河床高 現況水位 ハード整備実施	後水位				a. bie 14 12 10 8 6	最深河床高 一現況水位 一ハード整備実施	後水位			
		0.0		1.0 2.0		4.0 距離標(k)		0.0		1.0 2.		4.0 距離標(k)	.0
150	左 1 5	Section 2007	コア 声 ヘワケ	図 31 赤川水			<i>KK</i> : 1 /	bb: ≥=tri	丁古 ~ □ 4	図 34 赤川オ			
152	第11			り、種類及び施工 の軟件	.の場所		第15			的、種類及び施工 の軟件	.の場所		
			⁵ 行う河川の ・波瀬川	り整佣			第1項 国が行う河川の整備 (1)中村川・波瀬川						
153				斗両(国際抽区態	1) に甘べき 由	村川・波瀬川での河				計画(国管理区間	ま) に甘べき 市	村川・ 油瀬川っ	グル河
133		山川小五 修を進め		1回(四日左位氏	川に盛りさ、中	刊川・汉瀬川での河		山川小河 修を進め		11四(四日垤区旧]) に基づさ、中	们用,仅侧川(
154				・ 河道掘削や棒	大代閏を宝施し					 よ、河道掘削 <i>や</i> 棱	オ大代盟を宝施し		坐 い 込
						となる橋梁や堰につ				うとともに、著し			
						合的に勘案しつつ、	いて、治水効果や上下流バランス、水利用の合理化を総合的に勘案しつつ、						
	施設領	管理者と	:連携・調整	隆し必要に応じて	改築・補強等の	対策を行う。波瀬川	施設管理者と連携・調整し必要に応じて改築・補強等の対策を行う。波瀬川						
	ではス	水位低下	「対策として	て河道掘削等の対	策を行う。		では水位低下対策として河道掘削等の対策を行う。						
155	さら	らに、気	瓦候変動の影	影響を踏まえて更	[なる河道整備や	洪水調節機能の増強	さ	らに、気	気候変動の	影響を踏まえて更	でる河道整備や	洪水調節機能の	の増強
	を検討	討する。	具体的な対	対策については、	河川整備計画を	見直し位置づける。	を検	討する。	具体的な対	対策については、	河川整備計画を	見直し位置づけ	ける。
156	表 8	河川整	を備計画に基	基づく整備中及び	今後予定の治水	対策箇所(中村川)	表 8	河川鏨	を備計画に基	基づく整備中及び	今後予定の治水	対策箇所(中村	村川)
		河川	種別		施設名称	機能概要		河川	種別		施設名称	機能概要	4
			水位低下対策 (樹木伐開)	松阪市嬉野宮古町 松阪市嬉野中川町 ~松阪市嬉野島田町	1. 3k~2. 1k 付近 3. 9k~5. 3k 付近				水位低下対策 (樹木伐開)	松阪市嬉野宮古町 松阪市嬉野中川町 ~松阪市嬉野島田町	1. 3k~2. 1k 付近 3. 9k~5. 3k 付近	January VIII	
			水位低下対策 (河道掘削)	松阪市嬉野島田町 ~松阪市嬉野一志町 松阪市嬉野一志町 ~松阪市嬉野島田町	0.0k~2.7k 付近 3.5k~4.5k 付近 4.7k~5.2k 付近	- 流下断面増大による 流下能力向上			水位低下対策 (河道掘削)	松阪市嬉野島田町 ~松阪市嬉野一志町 松阪市嬉野一志町 ~松阪市嬉野島田町	0. 0k~2. 7k 付近 3. 5k~4. 5k 付近 4. 7k~5. 2k 付近	- 流下断面増大による 流下能力向上 -	
		中村川	横断工作物の改築・補強等	天花寺橋 JR 名松線 中村川橋梁 古田井用水堰 三郷井堰 一志店 一志井堰	2. 0k 付近 2. 1k 付近 2. 1k 付近 3. 5k 付近 3. 5k 付近 5. 2k 付近	改築・補強などによ る流下能力向上		中村川	横断工作物の改築・補強等	天花寺橋 JR 名松線 中村川橋梁 古田井用水堰 三郷井堰 一志井堰 一志井堰	2. 0k 付近 2. 1k 付近 2. 1k 付近 3. 5k 付近 3. 5k 付近 5. 2k 付近	改築・補強などによる流下能力向上	
			堤防強化	松阪市嬉野宮古町	5. 2k 刊近 1. 6k~1. 8k 付近	堤防整備による堤防 強化			堤防強化	松阪市嬉野宮古町	5. 2k 刊近 1. 6k~1. 8k 付近	堤防整備による堤防 強化	
				1			<u> </u>		1	1	<u> </u>	And the	

	1 .						Τ.							1	
157	表					対策箇所(波瀬川)	表 9			とづく整備中 			対策箇所(波瀬	[川]	
		波瀬川	種別 水位低下対策 (河道掘削)	津市一志町八太	施設名称 1. 9k~2. 9k 付近	機能概要 流下断面増大による 流下能力向上		波瀬川	種別 水位低下対策 (河道掘削)	津市一志町八太	区間・施設名和 1.	称 Ⅰ. 9k~2. 9k 付近	機能概要 流下断面増大による 流下能力向上		
158		2.81	8 k 3.0 k 3.0 k	 横川工作物 20第 1.8k	機能工作物 改築 まの。 3.8k 機能工作物 改築	5.0k 河床掘削 3.4k 3.2k		2.66	3.0k 3/2	1.0k	登備 1.4k	機断工作物 改築 多り、 多り、 を受験	5.0 k 河床短削 通岸整備 3.4k 3.2k		・図番号の修正
159		×.	2.2k	2-4k	3.0k 2.8k 2.6k	河床掘削			2-2k	2 - 4k 河床堀肖	2 - 6k	基づく河川	河床掘削		・図番号の修正

変更内容

				原案(旧	j)						案(新)			変更内容
160	. ,			低下対策・無堤部				` ′			氐下対策・無堤部				
161	中村川・波瀬川・赤川が接続する雲出川本川からのバックウォーターや雲								が接続する雲出						
	出川への	排水制	訓限の影響	『により、特定都	市河川流域へ	の水害リスクが	高ま	出川	への排力	k制限の影響	響により、特定者	郡市河川流域へ	の水害リスクが	高ま	
	る。その	ため、	雲出川の	河川整備による	共水時の水位低	下が、特定都市	河川	る。	そのため	り、雲出川の	河川整備による	洪水時の水位低	下が、特定都市	河川	
	流域にお	ける浸	浸水被害の	防止に寄与する	ため、雲出川水	系河川整備計画	(国	流域	における	る浸水被害の	防止に寄与する	ため、雲出川水	《系河川整備計画	j (国	
	管理区間) に基	とづき、雲	出川左岸に位置、	する牧・小戸木	:地区では現在の	遊水	管理	区間) に	2基づき、雲	出川左岸に位置	する牧・小戸木	は地区では現在の	遊水	
	機能を活	かした	:洪水調節	施設として、遊	水地を整備する	。また、雲出川	右岸	機能	を活かし	た洪水調節	i施設として、遊	水地を整備する	。また、雲出川	右岸	
	に位置す	る赤川	・其村地	区の無堤部では、	家屋浸水被害	が発生しない高	さま	に位	置する赤	が川・其村地	区の無堤部では	、家屋浸水被害	が発生しない高	まさ記	
	で、段階	的に暫	盾定堤防整	備及び水門、樋口	門・樋管整備を	実施し、現在の	遊水	で、	段階的に	: 暫定堤防整	備及び水門、樋	門・樋管整備を	実施し、現在の	遊水	
	機能を活	かしつ	つつ、浸水	頻度の軽減に努る	める。この際、	上下流や本支川	バラ	機能	を活かし	ノつつ、浸水	頻度の軽減に努	める。この際、	上下流や本支川	バラ	
	ンスに配	慮し、	安全度が	低下する区間が	生じないように	留意する。なお	、暫	ンス	に配慮し	/、安全度が	低下する区間が	生じないように	留意する。なお	、暫	
	定堤防整	備にあ	5たっては、	、残存する水害	リスクを考慮し	、第 11 章にて	記載	定堤	防整備に	こあたっては	、残存する水害	リスクを考慮し	、第 11 章にて	記載	
	する制度	の検討	付と併せ、	整備を進める。				する	制度の検	飼き併せ、	整備を進める。				
162	また、	中村川	合流点~	波瀬川合流点(7. 6 k~9.	4 k 付近)では	河道	ま	た、中村	付川合流点~	-波瀬川合流点 ($(7.6 \text{ k} \sim 9.$	4 k 付近) では	河道	
	掘削及び	堤防整	を備を、波	瀬川合流点上流	に位置する小場	₽撤去(10.4k~)	1.0k	掘削	及び堤防	方整備を、波	河川合流点上流	に位置する小場	是撤去(10.4k~	11.0k	
	付近)を	行い、	流下能力	の向上を図る。	さらに気候変動	の影響を踏まえ	て更	付近	 付近)を行い、流下能力の向上を図る。さらに気候変動の影響を踏まえて更						
	なる河道	整備を	検討し、	具体的な対策に	ついては、河川	整備計画を見直	し位	なる河道整備を検討し、具体的な対策については、河川整備計画を見直し位					し位		
	置づける	0						置づ	ける。						
163	表 1	0 河	川整備計画	画に基づく整備中	び今後予定	の治水対策箇所		表 10 河川整備計画に基づく整備中及び今後予定の治水対策箇所							
	河	Ш	種別	区間・施	設名称	機能概要			河川	種別	区間・旅	拖設名称	機能概要		
			遊水機能の	津市牧地区	8.4k 付近	遊水地整備、堤防整備、樋門・樋管の				遊水機能の	津市牧地区	8. 4k 付近	遊水地整備、堤防整備、樋門・樋管の		
			確保	津市久居小戸木地区	10.6k 付近	整備、家屋移転等				確保	津市久居小戸木地区	10.6k 付近	整備、家屋移転等		
			無堤部対策	津市赤川地区	7.5k~7.8k 付近	堤防整備、水門、樋				無堤部対策	津市赤川地区	7.5k~7.8k 付近	堤防整備、水門、樋		
	雲出	л 📙		津市其村地区	9.8k~10.4付近	門・樋管の整備等			雲出川		津市其村地区	9.8k~10.4付近	門・樋管の整備等		
			、位低下対策 (樹木伐開)	津市須ヶ瀬町 〜津市一志石橋	7.8k~16.2k 付近					水位低下対策 (樹木伐開)	津市須ヶ瀬町 〜津市一志石橋	7.8k~16.2k 付近			
				津市牧町	7.9k~9.4k 付近	流下断面増大によ					津市牧町	7.9k~9.4k 付近	流下断面増大によ		
			、位低下対策 (河道掘削)	津市川方町	10. 2k~11. 1k 付近	- る流下能力向上				水位低下対策 (河道掘削)	津市川方町	10.2k~11.1k 付近	- る流下能力向上		
4.5.				~津市小戸木町							~津市小戸木町				DIT DOM'T
164		赤川	堤防整備 計川地区 無堤部 財成 既成	高水敷掘削 8.0k 既成 出川での今後予	定の河川整備の	一塊既			赤	堤防整備 赤川地区 対策 既成	高水敷掘削 8.dk 以 選出川での今後予	東村地区 10.0k)概要		・図番号の修正

	原案(旧)	案(新)	変更内容
165	第2項 三重県が行う河川の整備	第2項 三重県が行う河川の整備	
166	赤川では、洪水時の河川水位を低下させ、整備計画の目標流量を安全に流	赤川では、洪水時の河川水位を低下させ、整備計画の目標流量を安全に流	
	すことを目的として、上述の国が行う赤川地区無堤部での暫定堤防整備、水	すことを目的として、上述の国が行う赤川地区無堤部での暫定堤防整備、水	
	門・樋門整備等と一体となり、主に河道拡幅により河積を増大するととも	門・樋門整備等と一体となり、主に河道拡幅により河積を増大するととも	
	に、堤防高が不足する区間については、堤防嵩上げを行う。	に、堤防高が不足する区間については、堤防嵩上げを行う。	
167	大人の 大	R	・図番号の修正
	現次境防形状 現金管 H.W.L. 水生生物の生息・生育・ 環境に配慮し、水際植生 の保全・再生を図る 現況低水路を保全	現況境所形状 東重監理 H.W.L. 水生生物の生息・生育・ 環境に配慮し、水際植生 の保全・再生を図る が可能なタイプとする 現況低水路を保全	
1.10	図 35 赤川での今後予定の河川整備の概要	図 38 赤川での今後予定の河川整備の概要	
168	第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨		
1.10	水貯留浸透施設の整備に関する事項	水貯留浸透施設の整備に関する事項	
169	河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じ	河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じ	
150	て検討する。	て検討する。	
170	第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	
171	津市、松阪市における下水道整備においては、各機関の既存計画を踏まえ	津市、松阪市における下水道整備においては、各機関の既存計画を踏まえ	
150	て、各々の規模の降雨を目標として対策を進める。	て、各々の規模の降雨を目標として対策を進める。	
172	中村川・波瀬川・赤川流域では、洪水時の雲出川の水位上昇により、各河	中村川・波瀬川・赤川流域では、洪水時の雲出川の水位上昇により、各河	
	川への十分な排水が困難である状況を踏まえつつ、下水道管理者は内水による。	川への十分な排水が困難である状況を踏まえつつ、下水道管理者は内水によ	
	る浸水対策を図るため、下水道施設整備を着実に実施していくことが重要で		
170	ある。	ある。	
173	津市雨水管理総合計画(R5.3 改定)では、波瀬川流域に位置する波瀬川	津市雨水管理総合計画(R5.3 改定)では、波瀬川流域に位置する波瀬川	
	排水区を重点対策地区として位置付けており、概ね8年に1回の確率で発生		
	しえる規模の降雨(71.4mm/hr)に対する整備としてポンプ場、調整池等の 	しえる規模の降雨(71.4mm/hr)に対する整備としてポンプ場、調整池等の 軟件 水内水烙管なる空上でいる。	
	整備、水路改修等を予定している。	整備、水路改修等を予定している。	

原案(旧) 案(新) 変更内容 松阪市公共下水道事業計画(R3.3 策定)では、中村川流域に位置する中 松阪市公共下水道事業計画(R3.3 策定)では、中村川流域に位置する中 川西部排水区において概ね 7 年に 1 回の確率で発生しえる規模の降雨 川西部排水区において概ね 7 年に 1 回の確率で発生しえる規模の降雨 (60.1mm/hr) に対し、浸水被害の解消を目指す整備(管渠、ポンプ場、貯 (60.1mm/hr) に対し、浸水被害の解消を目指す整備(管渠、ポンプ場、貯 留施設整備)を位置づけている。また、現在、気候変動の影響を踏まえた計 留施設整備)を位置づけている。また、現在、気候変動の影響を踏まえた計 画降雨を位置づけた松阪市雨水管理総合計画の令和6年度(2024)中の策定に 画降雨を位置づけた松阪市雨水管理総合計画の令和6年度(2024)中の策定に 向けて検討を進めている。 向けて検討を進めている。 下水道施設整備は放流先である河川の流下能力とのバランスを図りながら 下水道施設整備は放流先である河川の流下能力とのバランスを図りながら 実施するとともに、既設ポンプ施設の維持・更新を行う等、確実な排水機能 実施するとともに、既設ポンプ施設の維持・更新を行う等、確実な排水機能 の確保に努める。また、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソ の確保に努める。また、近年の気候変動を踏まえたハード対策の加速化とソ フト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画の見直しを検 フト対策の充実を図るべく、整備の優先順位を検討し事業計画の見直しを検 討するとともに、雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作 討するとともに、雨水出水浸水想定区域の指定及び内水ハザードマップの作 成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。 成・公表による情報提供を実施し、浸水被害の軽減に努める。 176 表 11 中村川・波瀬川流域における特定都市下水道の整備内容 表 11 中村川・波瀬川流域における特定都市下水道の整備内容 ・単位の修正 河川 市名 排水区 整備内容 備考 河川 市名 排水区 整備内容 備考 管渠* 管渠※ ポンプ場** (0.71m³/s、1.6m³/s×2) 中村川 松阪市 中川西部排水区 ポンプ場※ 貯留施設※ 松阪市 中川西部排水区 中村川 (\$\phi 600mm \times 42.6m3/min \times 1 台 ポンプ場※ φ 900mm×96m3/min×2 台) 波瀬川第一~第七 調整池※ 波瀬川 津市 貯留施設※ 排水区 水路改修※ ポンプ場※ 波瀬川第一~第七 ※整備内容については現時点の整備メニューであり、今後変更となる可能性がある。 調整池※ 波瀬川 津市 排水区 水路改修※ ※整備内容については現時点の整備メニューであり、今後変更となる可能性がある。 178 ・図番号の修正 凡例 凡例 → 排水口 → 排水口 P ポンプ整備 P ポンプ整備 主要水路 → 主要水路 ※新設 ※新設 波瀬川第七排水区 波瀬川第六排水区 皮瀬川第六排水区 第四排水区 第五排水区 第四排水区 第五排水区 ※出典:津市雨水管理総合計画 (R5.3) ※出典:津市雨水管理総合計画 (R5.3) 図 36 津市波瀬川排水区でのポンプ場整備箇所 図 39 津市波瀬川排水区でのポンプ場整備箇所

	原案(旧)	案(新)	変更内容
179	(国)	中川西部排水区 55.0ha 図 40 松阪市中川西部排水区での事業計画	・図及び図番号の修正
	第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が		
	行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時 的な貯留又は地下への浸透に関する事項	行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時 的な貯留又は地下への浸透に関する事項	
181	洪水時の雲出川の水位上昇により、各河川への十分な排水が困難であり水	洪水時の雲出川の水位上昇により、各河川への十分な排水が困難であり水	
	害が発生しやすい中村川・波瀬川・赤川流域の地形特性を踏まえ、下流に負		
	荷をかけずに流域の治水安全度を向上させるには、河川区域内での河川施設	 荷をかけずに流域の治水安全度を向上させるには、河川区域内での河川施設	
	で治水安全度を向上させることのみならず、流域から河道への流出を抑制さ	で治水安全度を向上させることのみならず、流域から河道への流出を抑制さ	
	せることが重要であり、内水被害の解消・軽減にも寄与する。	せることが重要であり、内水被害の解消・軽減にも寄与する。	
182	このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出	このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出	
	抑制対策を義務付ける(雨水浸透阻害行為の許可)とともに、これらの規制	抑制対策を義務付ける(雨水浸透阻害行為の許可)とともに、これらの規制	
	的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留	的手法のみならず、流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留	
	や浸透に係る取組の一層の促進を図り、三重県、津市、松阪市又は民間事業	や浸透に係る取組の一層の促進を図り、三重県、津市、松阪市又は民間事業	
	者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用等を進める。	者等による雨水貯留浸透施設の整備及びため池の治水利用等を進める。	
183	なお、整備にあたっては、本川と支川・水路や池沼、川と川の周辺部等を	なお、整備にあたっては、本川と支川・水路や池沼、川と川の周辺部等を	
	生息・生育・繁殖環境としている動植物の連続した環境の保全に努める。	生息・生育・繁殖環境としている動植物の連続した環境の保全に努める。	
	また、雨水貯留浸透施設等の機能を維持するため、定期的な点検整備(更新	また、雨水貯留浸透施設等の機能を維持するため、定期的な点検整備(更新	
	含む)を行うとともに、土砂の流入による容量減、目詰まりによる浸透機能	含む)を行うとともに、土砂の流入による容量減、目詰まりによる浸透機能	
	の減少、ゴミや流木による排水口の目詰まりなどが生じないよう、各管理	の減少、 ゴミや流木による排水口の目詰まりなどが生じないよう、各管理	
	者による適切な維持管理に努める。	者による適切な維持管理に努める。	

	原案(旧)	案(新)	変更内容
			,
184	第1節 雨水貯留浸透施設	第1節 雨水貯留浸透施設	
185	内水浸水被害の解消や流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制す	内水浸水被害の解消や流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制す	・文面を修正
	るため、公共施設・用地・公園等への雨水貯留浸透施設の整備を推進するこ	るため、公共施設・用地・公園等への雨水貯留浸透施設の整備を推進するこ	
	ととし、浸水想定区域図をもとにした被害想定を勘案の上、流域内の小・中	ととし、浸水想定区域図をもとにした被害想定を勘案の上、流域内の小・中	
	学校グラウンド等を活用した雨水貯留浸透施設の整備等を検討する。	学校グラウンド等を活用した雨水貯留浸透施設の整備等を検討する。 <mark>施設の</mark>	
		整備に当たっては、整備主体を定め効果の検証を行いつつ、中村川・赤川・	
		波瀬川流域水害対策協議会で実施状況等を共有し、計画に反映していくこと	
		とする。	
186	また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴	また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴	
	う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨	う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨	
	水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定(第8	水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定(第8	
	章で詳述)に基づく支援制度も活用する。	章で詳述)に基づく支援制度も活用する。	
187	個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、浸透枡や浄化槽の雨水貯留施設へ	個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、浸透枡や浄化槽の雨水貯留施設へ	
	の転用等について、流域内の市による助成等の支援により、流域内の住民等	の転用等について、流域内の市による助成等の支援により、流域内の住民等	
	による各戸貯留を促進し、流出抑制を図る。	による各戸貯留を促進し、流出抑制を図る。	
188		<学校·公園位置> ● 学校	・雨水貯留施設の整備候補の配置状況
		 ・公園 〈流域界〉 一 中村川流域 一 赤川流域 一 赤川流域 ※出典: 国土数値情報の学校、都市公岡より作成 図 41 雨水貯留施設の整備候補として挙げられる学校・公園の配置状況 	を掲載
189	第2節 ため池の治水利用	第 2 節 ため池の治水利用	
190	農業利用するため池については、堤の健全度などを踏まえつつ、かんがい	農業利用するため池については、堤の健全度などを踏まえつつ、かんがい	・文面を修正
	用水に余裕がある 時期において、台風の接近など大雨が予測される際に	 用水に余裕がある 時期において、台風の接近など大雨が予測される際に	
	は、あらかじめ水位を低下させ、雨水を一時的に貯留する機能を確保する対	 は、あらかじめ水位を低下させ、雨水を一時的に貯留する機能を確保する対	
	策(低水位管理等)について啓発・普及を推進する。	 策(低水位管理等)について啓発・普及を推進する。ため池の治水利用に当	
	11. 12. 13. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14	たっては、効果の検証を行いつつ、中村川・赤川・波瀬川流域水害対策協議	

	MAR (III)	A (81)	22114
		会で実施状況等を共有し、計画に反映していくこととする。	
191	また受益地の減少等により、利水機能を活用しなくなったため池等では、	また受益地の減少等により、利水機能を活用しなくなったため池等では、	
	貯留機能の保全・有効活用による治水利用を検討する。	貯留機能の保全・有効活用による治水利用を検討する。	
192	なお、整備にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるもの	なお、整備にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるもの	
	とする。	とする。	
193			・図及び図番号の修正
	※出典:三重県二級水系流域治水プロジェクト (R4.3) 図 38 ため池の治水利用イメージ	図 42 ため池の治水利用イメージ	
194	四 30 ため他の相が付加すた。 ク	<ため池位置>	・ため池の配置状況の図の掲載
		● ため池 〈流域界> □中村川流域 □ : 赤川流域 □ : 赤川流域 □ : 赤川流域 図 43 ため池の配置状況	
195	第3節 水田貯留	第3節 水田貯留	
196	流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置す	流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置す	・文面を修正
	ることで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。	ることで、排水量を調整する水田貯留の取組について啓発・普及を推進す	
_			

変更内容

	原案(旧)	案(新)	変更内容
		る。水田貯留の実施に当たっては、効果の検証を行いつつ、中村川・赤川・ 波瀬川流域水害対策協議会で実施状況等を共有し、計画に反映していくこと とする。	
197	実施後 東海がそのまま 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	実施制 実施後 田んぽダム用 せき板 することで河川への流出を軽減 All せき板 地き板 単市 はき板 がある はまれて はまれて はまれて はまれて はまれて はまれて はまれて はまれて	・図及び図番号の修正
198	図 39 水田貯留イメージ 第 4 節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全	図 44 水田貯留イメージ 第 4 節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全	
199		流域に設置されている防災調整池等の雨水貯留浸透施設は、流域内の浸水被	
	被害の防止に有効であることから、保全調整池の指定などにより、その機能 の保全に努める。	害の防止に有効であることから、保全調整池の指定などにより、その機能の 保全に努める。	
200	雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。	雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。	
201	また、特別緑地保全地区の指定等を含め、流域内の浸透機能を有する緑地 等の土地の保全を促進する。	また、特別緑地保全地区の指定等を含め、流域内の浸透機能を有する緑地 等の土地の保全を促進する。	
202	第5節 雨水浸透阻害行為の許可等	第5節 雨水浸透阻害行為の許可等	
203	開発等による雨水浸透阻害行為に該当する 1,000 ㎡以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。	開発等による雨水浸透阻害行為に該当する 1,000 ㎡以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。	
204	また、対策工事の義務付けの対象外となる 1,000 ㎡未満の行為に対しては、当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努める。	また、対策工事の義務付けの対象外となる 1,000 ㎡未満の行為に対しては、当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努める。	

205	中村川流域、波瀬川流域、赤川流域が 海域が水本体的に東貧し、浸水線等を軽減なせるため、 特定都市河川海より「特定都市河川流域」 特定でするよと、(今和5年3月31日に指定) 「日本でするようない。 (今和5年3月31日に指定) 「日本でするようない。 (今和5年3月31日に指定) 「日本のは、中間では、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	中村川流域、液瀬川流域、赤川流域が 深度治水を本格的に実践し、浸水能質を軽度させるため、 特定都市河川流域(冷産都市河川流域) 特定で作品である。 「特定で作品である。「特定都市河川流域) 特定で作品である。 「特定で作品である。「特定都市河川流域) 特定で作品である。「特定ででは、特別では、大きないる。「特別では、大きないる。「特別では、大きないる。「特別では、大きないる。」 「特定で作品である。「特別では、大きないる。「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる。」 「特別では、大きないる、大きないる。」 「特別では、大きないる、大きないる、大きないる。」 「特別では、大きないる、大きないる。」 「特別では、大きないる、いるいるないる、いるいるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないる	・図番号の修正
	図 40 雨水浸透阻害行為に関するリーフレット	図 45 雨水浸透阻害行為に関するリーフレット	
206	第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	
207	雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする民間事業者等(地方公共	雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする民間事業者等(地方公共	
	団体以外の者)は、以下の認定の基準に適合する場合に、施設の設置管理に	団体以外の者)は、以下の認定の基準に適合する場合に、施設の設置管理に	
	関する雨水貯留浸透施設整備計画を作成した上で、三重県知事の認定を申請	関する雨水貯留浸透施設整備計画を作成した上で、三重県知事の認定を申請	
	することで、認定を受けることができる。	することで、認定を受けることができる。	
208	計画の認定を受けた施設は、国及び地方公共団体による設置費用の補助、	計画の認定を受けた施設は、国及び地方公共団体による設置費用の補助、	
	固定資産税の減税及び地方公共団体による管理協定制度の対象となるもので	固定資産税の減税及び地方公共団体による管理協定制度の対象となるもので	
	ある。	ある。	
209	施設の規模に係る認定の基準は、雨水貯留浸透施設の総貯水量から雨水浸	施設の規模に係る認定の基準は、雨水貯留浸透施設の総貯水量から雨水浸	
	透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量が 30m3 以上	透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量が 30m3 以上	
	である。	である。	
210	今後、当該基準について、規則で、区域を限り、0.1 m3~30 m3 未満の範	今後、当該基準について、規則で、区域を限り、0.1 m3~30 m3 未満の範	
	囲内で引き下げる場合は、引き下げ後の規模を明示する。	囲内で引き下げる場合は、引き下げ後の規模を明示する。	
211	施設の構造及び設備に係る認定の基準は、以下の通りである。	施設の構造及び設備に係る認定の基準は、以下の通りである。	
	・堅固で耐久力を有する構造であること	・堅固で耐久力を有する構造であること	
	・雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必	・雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必	
	要な排水設備その他の設備を備えたものであること	要な排水設備その他の設備を備えたものであること	

変更内容

	原案(旧)	案 (新)	変更内容
212	施設の管理の方法に係る認定の基準は、以下の通りである。	施設の管理の方法に係る認定の基準は、以下の通りである。	
	・雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させ	・雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させ	
	る機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法	る機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法	
	により行われるものであること	により行われるものであること	
	・点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状が	・点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状が	
	あることが明らか	あることが明らか	
	となった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること	となった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること	
	・雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること	・雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること	
213	施設の管理の期間に係る認定の基準は、10 年以上とする。	施設の管理の期間に係る認定の基準は、10年以上とする。	
214	今後、当該基準について、10年を超え50年以下の範囲内で引き延ばす場	今後、当該基準について、10年を超え50年以下の範囲内で引き延ばす場	
	合は、本計画を変更し、引き延ばし後の規模を明示する。	合は、本計画を変更し、引き延ばし後の規模を明示する。	
215	なお、上記の認定に係る詳細な基準については、今後、河川管理者と三重	なお、上記の認定に係る詳細な基準については、今後、河川管理者と三重	
	県において作成するものとし、認定することが可能となった場合は、HP 等	県において作成するものとし、認定することが可能となった場合は、HP 等	
	により周知を図ることとする。	により周知を図ることとする。	
216	第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関す	第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関す	
	る事項	る事項	
	第1節 基本的な運転調整の方針	第1節 基本的な運転調整の方針	
217	中村川・波瀬川沿川には家屋等が密集した市街地が広がっているため、万	中村川・波瀬川沿川には家屋等が密集した市街地が広がっているため、万	
	が一、現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水	が一、現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水	
	及び破堤などにより氾濫した場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念され	及び破堤などにより氾濫した場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念され	
	る。	る。	
218	一方、本流域内には内水排除のためのポンプ施設が設置されているが、外	一方、本流域内には内水排除のためのポンプ施設が設置されているが、外	
	水氾濫のおそれがある場合には、その被害を助長させないこと、また、より	水氾濫のおそれがある場合には、その被害を助長させないこと、また、より	
	効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽	効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽	
	減させることを目的として、必要に応じて操作規則の見直しを行い、流域全	減させることを目的として、必要に応じて操作規則の見直しを行い、流域全	
	体における浸水被害の最小化を図るための検討が必要である。	体における浸水被害の最小化を図るための検討が必要である。	

	原案(旧)	案(新)	変更内容
219	 洪水時にポンプの運転調整を行わなかった場合 種門 ボンプ場 下水道 (雨水) 下水道 (雨水) 下水道 (雨水) 下水道 (雨水) ・ 大和川流域水害対策計画 R4.5 P43 	洪水時にポンプの運転調整を行った場合 横門 ボンブ場 「下水道(雨水) 「下水道(雨水)	・図番号の修正
	図 41 内水排除ポンプの運転イメージ	図 46 内水排除ポンプの運転イメージ	
220	第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知	第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知	
221	各ポンプ場は洪水時には警戒体制をとり、河川水位に応じて、本川からの逆流防止のための樋門操作や内水排除ポンプの運転調整を行っている場合がある。今後はポンプ場及び樋門をより効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関との情報共有のための体制について検討していく必要がある。また、流域住民への理解と避難時の協力を求めるために、事前の周知を十分に行うとともに、流域住民が避難準備等をできるように、適切な情報伝達等についても検討する必要がある。 第10章 都市浸水想定の区域における土地利用に関する事項	各ポンプ場は洪水時には警戒体制をとり、河川水位に応じて、本川からの逆流防止のための樋門操作や内水排除ポンプの運転調整を行っている場合がある。今後はポンプ場及び樋門をより効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関との情報共有のための体制について検討していく必要がある。また、流域住民への理解と避難時の協力を求めるために、事前の周知を十分に行うとともに、流域住民が避難準備等をできるように、適切な情報伝達等についても検討する必要がある。 第10章 都市浸水想定の区域における土地利用に関する事項	
224	都市浸水想定に加え、雨水出水(内水氾濫)浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。その上で、今後、都市浸水想定のブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を整理し、浸水被害対策について定めることとし、今後、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会にて検討していくものとする。	績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域	
225	水害リスクの評価やブロック毎の土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年(2021)5月)」を参考とするとともに、立地適正化計画に定める防災指針等の防災まちづくりの方向性にも関係することから、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会の場を活用し、河川、下水道、都市、農林、防災その他の関係する部局が連携し、都市計画やまちづくりに関する計画等との整合を図る。	水害リスクの評価やブロック毎の土地の利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(令和3年(2021)5月)」を参考とするとともに、立地適正化計画に定める防災指針等の防災まちづくりの方向性にも関係することから、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会の場を活用し、河川、下水道、都市、農林、防災その他の関係する部局が連携し、都市計画やまちづくりに関する計画等との整合を図る。	

ついて 策の権 227 第1 1 228 特別 一時的 する。 229 まだ れがないて、 230 区域 に関す	市浸水想定においてハード整備後にも水災害リスクが残存するエリアにては、土地利用の方向性を十分に整理した上で、追加すべき浸水被害対検討をしていくものとする。 1章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針 定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定。 た、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災その関係部局)が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。河川管理	都市浸水想定においてハード整備後にも水災害リスクが残存するエリアについては、土地利用の方向性を十分に整理した上で、追加すべき浸水被害対策の検討をしていくものとする。 第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定する。 また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	
ついて 策の権 227 第1 1 228 特別 一時的 する。 229 まだ れがないて、 230 区域 に関す	ては、土地利用の方向性を十分に整理した上で、追加すべき浸水被害対検討をしていくものとする。 1章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針 定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定。 た、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	ついては、土地利用の方向性を十分に整理した上で、追加すべき浸水被害対策の検討をしていくものとする。 第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針 特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定する。 また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
策の格 227 第1 1 228 特別 一時的 する。 229 まだれがあれて、 230 区域に関する	検討をしていくものとする。 1章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針 定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を 的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定 た、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそ あるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ 、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用 する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	策の検討をしていくものとする。 第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針 特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を 一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定 する。 また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそ れがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ いて、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
227第1228特別一時的する。229まずれがあいて、230区域に関する	1章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針 定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を 的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定 。 た、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそ あるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ 、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用 する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針 特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を 一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定 する。 また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそ れがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ いて、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
228特定一時的する。229まずれがあいて、230区域に関する	定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定。 た、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定する。 また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
一時的 する。 229 また れがないて、 230 区域 に関す	的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定 た、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそ あるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ 、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用 する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定する。 また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
する。 229 また れがは いて、 230 区域 に関す	た、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	する。 また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
229 またれがあ いて、 230 区域に関す	た、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
れがあ いて、 230 区域 に関す	あるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地につ 、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用 する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	れがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
いて、 230 区域 に関す	、「浸水被害防止区域」に指定する。 域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用 する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	いて、「浸水被害防止区域」に指定する。 区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
230 区域に関す	域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用 する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定の区域における土地の利用	
に関す	する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ		
		に関する事項を踏まえ、関係部局(河川、下水道、都市計画、農林、防災そ	
の他の	の関係部局)が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。河川管理		
		の他の関係部局)が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。河川管理	
者等は	は、指定権者に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。	者等は、指定権者に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。	
231 第1額	節 貯留機能保全区域の指定の方針	第1節 貯留機能保全区域の指定の方針	
232 貯留	留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留	貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留	
し、国	区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全さ	し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全さ	
れてき	きた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定す	れてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定す	
る。		る。	
233 貯留	留機能保全区域の指定の対象となる土地については、都市浸水想定の区	貯留機能保全区域の指定の対象となる土地については、都市浸水想定の区	
域や、	、施設の整備後においても堤防からの越水や暫定堤防からの溢水及び内	域や、施設の整備後においても堤防からの越水や暫定堤防からの溢水及び内	
水等に	による浸水が想定される区域を基本とする。水田や、住家の立地等、同	水等による浸水が想定される区域を基本とする。水田や、住家の立地等、同	
<u>ーの</u> ∃	土地利用形態を呈する土地も併せて指定する。また、下流域の浸水被害	一の土地利用形態を呈する土地も併せて指定する。また、下流域の浸水被害	
の低温	減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への	の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への	
影響を	を踏まえ、浸水の拡大を抑制する効用が認められ、かつ、貯留機能を有	影響を踏まえ、浸水の拡大を抑制する効用が認められ、かつ、貯留機能を有	
する	土地を対象とする。	する土地を対象とする。	
234 指類	定にあたっては、上記を考慮した上で、三重県知事が市長からの意見聴	指定にあたっては、上記を考慮した上で、三重県知事が市長からの意見聴	
取を実	実施した後、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。	取を実施した後、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。	
235 指類	定に向けた候補地の選定や合意形成にあたっては、河川と隣接する区域	指定に向けた候補地の選定や合意形成にあたっては、河川と隣接する区域	
や水垣	域として連続する区域などは生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重	や水域として連続する区域などは生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重	
要であ	あること、土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやご	要であること、土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやご	
み等の	の流入が残ること等について、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水	み等の流入が残ること等について、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水	
害対策	策協議会において検討し、土地の所有者や利害関係者等に説明を行い、	害対策協議会において検討し、土地の所有者や利害関係者等に説明を行い、	
理解促	促進に努める。	理解促進に努める。	
236 浸水	水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期か	浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期か	
つ効率	率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図るため、制度の活用を検	一つ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図るため、制度の活用を検	
討する		討する。	

	原案(旧)	案(新)	変更内容
237	盛土等を行う場合 事前届出義務が生じる 特定都市河川	盛土等を行う場合	・図番号の修正
238	図 43 ハード整備実施後の浸水想定区域図	ハード整備実施後の浸水想定区域図(図 27 下段の再掲) 「現まり、	・図番号の修正
239	第2節 浸水被害防止区域の指定の方針	第2節 浸水被害防止区域の指定の方針	
240	ある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮 者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。	浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある土地において、開発規制・建築規制を措置することで高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定する。	
241	上浸水が見込まれる土地を基本とする。土地利用形態、浸水実績等を踏まえ、一円の区域を抽出し、過大な区域とならないよう留意しつつ、必要に応じて同等の規制を講じる。また、発現していないハード対策の効果をあらかじめ見込むことは適切でないため、ハード整備の進捗により水災害リスクが低減した場合には区域を縮小することを検討する。水災害リスクを踏まえた立地適正化計画の策定等、安全なまちづくり、住まいづくりを推進する。	いよう留意しつつ、必要に応じて同等の規制を講じる。また、発現していな	・文面を修正

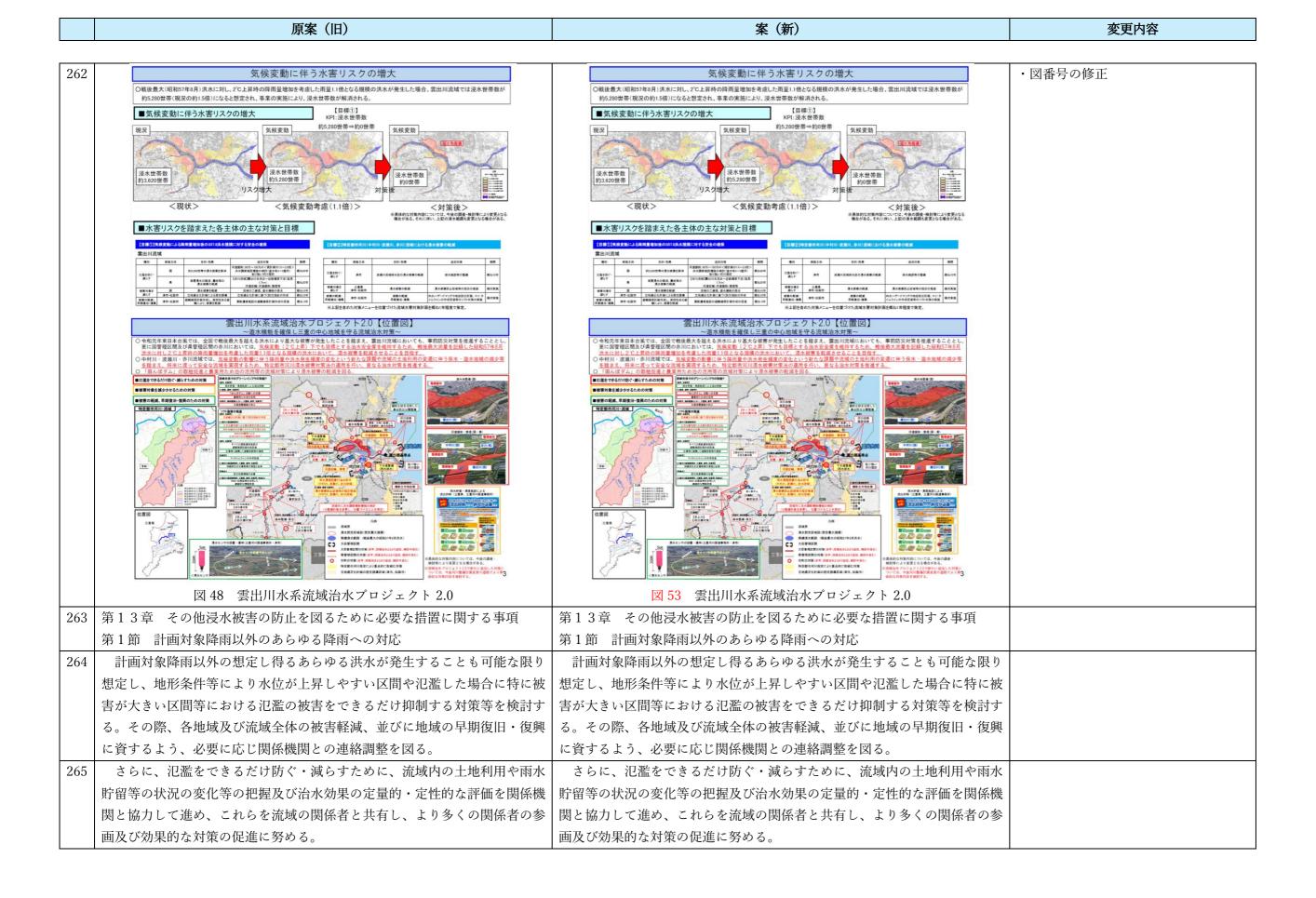
	等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとする。	等を実施し、関係者の意向を十分踏まえて指定するものとする。	
243	ター	特別支援学校	・図番号の修正
	図 44 浸水被害防止区域のイメージ図	四年7 夜小似音防止区域のイグ・プロ	
244	都市浸水想定(図 27 上段を凡例を変更して再掲) 「床上海水 床下原水 市部に反域 海側に返域界 波線側に返域界 波線側に返域界 と 大田 で 中川に返域界	都市浸水想定(図 27 上段を凡例を変更して再掲) 「床上樹木 床下形水 市部(尼城縣 海側)記域界 安期(印度) 27 上段 水	・図番号の修正
245	第3節 貯留機能保全区域と浸水被害防止区域の指定の方針(雲出川からの 越水考慮)	第3節 貯留機能保全区域と浸水被害防止区域の指定の方針(雲出川からの 越水考慮)	
246	第1、2節において示した貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定の	第1、2節において示した貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の指定の	
240	方針に用いた都市浸水想定については第3章にて示した都市浸水想定(特定	方針に用いた都市浸水想定については第3章にて示した都市浸水想定(特定	
	都市河川である中村川、波瀬川、赤川に起因する洪水(外水氾濫)、または	都市河川である中村川、波瀬川、赤川に起因する洪水(外水氾濫)、または	
	特定都市下水道である波瀬川排水区、中川西部排水区に起因する雨水出水	特定都市下水道である波瀬川排水区、中川西部排水区に起因する雨水出水	
	(内水氾濫)による浸水が想定される区域)を用い、検討することとしてい	(内水氾濫)による浸水が想定される区域)を用い、検討することとしてい	
	る。	る。	

変更内容

	原案(旧)	案(新)	変更内容
247	しかし実際には、本流域の特性として過去より其村地区・赤川地区等の無	しかし実際には、本流域の特性として過去より其村地区・赤川地区等の無	
	堤部を中心として、雲出川からの越水による浸水被害が頻発する地域である	堤部を中心として、雲出川からの越水による浸水被害が頻発する地域である	
	ことが知られている。	ことが知られている。	
248	実現象との照合を考慮し、貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の候補地	実現象との照合を考慮し、貯留機能保全区域、浸水被害防止区域の候補地	
	の選定にあたっては以下の雲出川の越水を考慮した浸水想定も参考として検	の選定にあたっては以下の雲出川の越水を考慮した浸水想定も参考として検	
	討する。	討する。	
249	都市浸水想定(雲出川からの越水を考慮) 「	部市浸水想定(雲出川からの越水を考慮) 「京都	・図番号の修正
	ハード整備実施後 ^{※1} の浸水想定区域図(参考)(雲出川からの越水を考慮) 「	ハード整備実施後 ^{※I} の浸水想定区域図(参考)(雲出川からの越水を考慮) (京川	
	図 46 都市浸水想定及びハード整備実施後※1 の浸水想定区域図(雲出川	図 51 都市浸水想定及びハード整備実施後※1 の浸水想定区域図(雲出川	
	からの越水を考慮)	からの越水を考慮)	
	※1:流域水害対策計画に基づく河川整備(国、三重県)、下水道整備(津	※1:流域水害対策計画に基づく河川整備(国、三重県)、下水道整備(津	
	市、松阪市)等。	市、松阪市)等。	
	雲出川本川においては雲出川水系河川整備計画に基づく河川整備。	雲出川本川においては雲出川水系河川整備計画に基づく河川整備。	

置 第 251 を を ッ	 1 2章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措に関する事項 1節 リスクコミュニケーションの充実 流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ること 	第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項 第1節 リスクコミュニケーションの充実	
置 第 251 を を ッ	に関する事項 1節 リスクコミュニケーションの充実	置に関する事項	
第 251 ネ を2 ッ	1節 リスクコミュニケーションの充実		
251 ~ を カッツ	<u> </u>	第1節 リスクコミュニケーションの充実	
をグ	流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ること		
ッ		流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図ること	
	念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホ	を念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホ	
	トラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共	ットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共	
団	体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ	団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ	
の1	作成・周知、住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進、小中学	の作成・周知、住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進、小中学	
校	や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民	校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民	
と(の避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向け	との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向け	
た」	取組等について推進する。	た取組等について推進する。	
252	また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されて	また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、実施義務化されて	
ε √	る避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実	いる避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し避難確保の実	
効f	性を高める。	効性を高める。	
253			・図番号の修正
	要配慮者利用施設の避難確保計画作成 防災教育 (津市) (津市立香良洲小学校)	要配慮者利用施設の避難確保計画作成 防災教育 (津市) (津市立香良洲小学校)	
	図 47 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・防災教育	図 52 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・防災教育	
254 第	2節 大規模氾濫に関する減災対策	第2節 大規模氾濫に関する減災対策	
255	平成 27 年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構	平成 27 年に発生した関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構	
築	することを目的に平成 28 年度に「三重四川災害対応連絡会」の規約を改	築することを目的に平成 28 年度に「三重四川災害対応連絡会」の規約を改	
定	し、減災に係る取組を議論し、平成28年8月に、「雲出川水系の減災に係	定し、減災に係る取組を議論し、平成 28 年 8 月に、「雲出川水系の減災に係	
3 J	取組方針」にて令和 2 年度までの取組方針を策定した。さらに、平成 30	る取組方針」にて令和 2 年度までの取組方針を策定した。さらに、平成 30	
年月	度には「三重四川災害対応連絡会」と「雲出川圏域 県管理河川水防災協	年度には「三重四川災害対応連絡会」と「雲出川圏域 県管理河川水防災協	
議	会」を統合して「雲出川外大規模氾濫減災協議会」を設置した。	議会」を統合して「雲出川外大規模氾濫減災協議会」を設置した。	
256	その後、緊急行動計画(平成 29 年(2017)6 月策定、平成 31 年(2019)1 月	その後、緊急行動計画(平成 29 年(2017)6 月策定、平成 31 年(2019)1 月	
改	定) に基づく取組方針に加え、平成 28 年度(2016)~令和 2 年度(2020)ま	改定) に基づく取組方針に加え、平成 28 年度(2016)~令和 2 年度(2020)ま	
で	の取組進捗を踏まえ、令和 3 年度(2021)から令和 7 年度(2025)までの円滑	での取組進捗を踏まえ、令和 3 年度(2021)から令和 7 年度(2025)までの円滑	
かっ	つ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として「雲出	かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として「雲出	
ЛВ	外河川の減災に係る取組方針」をとりまとめ、以下の取組を流域で実施す	川外河川の減災に係る取組方針」をとりまとめ、以下の取組を流域で実施す	
る。	ことで地域の安全性をソフト面から向上させていく。	ることで地域の安全性をソフト面から向上させていく。	

	原案(旧)	案 (新)	変更内容
257	表 13 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく雲出川外河川の減災に	表 13 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく雲出川外河川の減災に	
	係る取組方針	係る取組方針	
	雲出川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」	雲出川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」	
	「社会経済被害の最小化」目指す。 取組方針	「社会経済被害の最小化」目指す。 取組方針	
	① 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組	収組力す ① 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組	
	② 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組	② 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組	
	③ 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組	③ 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組	
258	第3節 気候変動に備えた流域治水対策	第3節 気候変動に備えた流域治水対策	
259	令和元年(2019)東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動	令和元年(2019)東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動	
	による水害の激甚化・頻発化に備え、雲出川流域において、あらゆる関係者	による水害の激甚化・頻発化に備え、雲出川流域において、あらゆる関係者	
	が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推	が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推	
	進するための協議や情報共有を行うことを目的に令和 2 年(2020)8 月に「雲	進するための協議や情報共有を行うことを目的に令和 2 年(2020)8 月に「雲	
	出川流域治水協議会」を設立し、令和 3 年(2021)3 月に「雲出川水系流域治	出川流域治水協議会」を設立し、令和 3 年(2021)3 月に「雲出川水系流域治	
	水プロジェクト」を策定した。	水プロジェクト」を策定した。	
260	また、気候変動の影響による降水量の増大に対して、早期に防災・減災な	また、気候変動の影響による降水量の増大に対して、早期に防災・減災な	
	どを実現するため、流域のあらゆる関係者による様々な手法を活用した対策	どを実現するため、流域のあらゆる関係者による様々な手法を活用した対策	
	の一層の充実を図り、令和 5 年(2023)8 月に「雲出川水系流域治水プロジェ	の一層の充実を図り、令和 5 年(2023)8 月に「雲出川水系流域治水プロジェ	
	クト 2.0」として更新した。	クト 2.0」として更新した。	
261	前節の大規模氾濫に関する減災対策とともに、集水域と河川区域のみなら	前節の大規模氾濫に関する減災対策とともに、集水域と河川区域のみなら	-
	ず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ「①氾濫をで	ず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ「①氾濫をで	
	きるだけ防ぐ、減らす対策」「②被害対象を減少させるための対策」「③被害	きるだけ防ぐ、減らす対策」「②被害対象を減少させるための対策」「③被害	
	の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3本柱により多層的に進めること	の軽減、早期復旧・復興のための対策」の3本柱により多層的に進めること	
	とした。	とした。	



	原案(旧)	案(新)	変更内容
266	第2節 流域水害対策計画の計画管理	第2節 流域水害対策計画の計画管理	
267	河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携	河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携	
	し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモ	し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモ	
	ニタリングを実施し、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会	ニタリングを実施し、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会	
	に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、	に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、	
	計画管理項目は以下に示すとおりである。	計画管理項目は以下に示すとおりである。	
268	これに加え、流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止	これに加え、流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止	
	又は軽減のため、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者などの	又は軽減のため、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者などの	
	意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、事業	意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、事業	
	の進展に伴う整備内容の変更や気候変動による降雨量増を踏まえた新たな事	の進展に伴う整備内容の変更や気候変動による降雨量増を踏まえた新たな事	
	業計画が策定された場合など、適宜、流域水害対策計画の見直しを行うもの	業計画が策定された場合など、適宜、流域水害対策計画の見直しを行うもの	
	とする。	とする。	
269	【計画管理項目】	【計画管理項目】	
270	①事業の進捗状況	①事業の進捗状況	
	河川事業及び下水道事業の整備	河川事業及び下水道事業の整備	
271	②流域内の開発状況	②流域内の開発状況	
	各市における流域内の開発箇所及び面積	各市における流域内の開発箇所及び面積	
272	③雨水貯留浸透施設等の整備状況	③雨水貯留浸透施設等の整備状況	
	・河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した	・河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した	
	雨水貯留浸透施設の位置及び容量等	雨水貯留浸透施設の位置及び容量等	
	・雨水浸透阻害行為に該当する 1,000 ㎡以上の対策工事で設置された防災	・雨水浸透阻害行為に該当する 1,000 ㎡以上の対策工事で設置された防災	
	調整池の位置及び容量等	調整池の位置及び容量等	
	・低水位管理を実施したため池数	・低水位管理を実施したため池数	
	・水田貯留を実施した水田の位置及び面積等	・水田貯留を実施した水田の位置及び面積等	